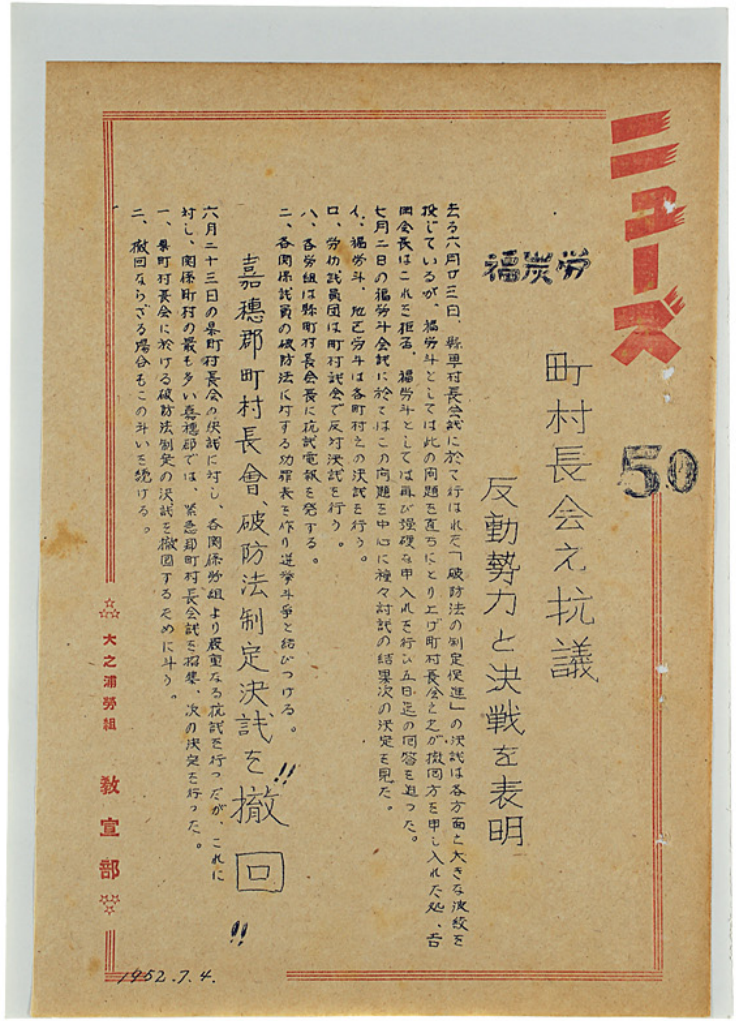

特報

80

第一次斡旋案

一、標準作業量は生産能率の変化に応じて合理的に修正さるべきものと考えられるがこの際は現行の儘とする

二、賃金は左によって増額する。

イ、十月以降賃金は七％引き上げる

ロ、別に月額三百円を出炭奨励の意味に於て支給する但し支給方法に就ては各社に於て双方協議する。

三、一人当り平均五千円を貸付ける。但し精算の時期方法については各社で双方協議する。

賃

第二次斡旋案

一、あっせん案はそのまゝとする。

二、一時金五千円を支払う。

三、右により本重要事態の即時円満解決を望む。

昭和二十七年十二月十六日
中労委会長
中山伊知郎

大之浦労組 教宣部

1952.12.20

ニューズ

81

㊮

今後はニューズで特報用紙
は使用しません・念のため

東京電話 ―高口組合長より

十二月十八日午後十一時四十分　中山中労委会長の第二次あつせん案は未だ連盟が受諾しないので仮調印にはなつていない。緊急調整は発効している。期末手当交渉は精力的に折渉中であるので、山元態勢を確立せられたい・明十九日斗争委員会をもつ予定・大正、杵島両会社の期末手当斗争は山元交渉に決つた。

十二月十九日（明確に云えば二十日午前零時三十分）　―高口組合長より―

中山あつせん案本日も未だ明確にならず、しかし組合員の生活を考えるとき、貝島のみに於ても、あつせん案にもられた貸付金の一部内払を会社に交渉中である。会社はこれについて、明二十日中に回答することとなつている。期末手当についても交渉継続中である。

十二月中の歳末公休日

明年一月については二十九日に協議

スト明けの本月残余の公休日については昨十九日会社側と協議の結果次の如く決定した。

二十一日（日）の公休日は二十四日に振替る

二十八日（日）の公休日は操業日とする。（但し公休取扱）

三十一日（水）公休日（但し出勤した者に対しては特別公休取扱）

期末手当を斗いとらう

賃金斗争未だ妥結じやない

賃金斗争は政府の緊急調整と中労委の中山会長二次あつせん案を良心的に受諾したが、連盟は未だ検討を加え受諾し居らず、賃斗と期斗と微妙なる客観情勢が容易に察知せらるゝところであるが、我々は去る十二月一日一人当二万円を要求した期末手当をあくまで斗いとる決意をかため、緊急調整に便乗せんとする経営者の野望をふんさいするため、山元態勢確立こそ急務である。賃斗六十三日のストの疲れを経営者は狙つている。もう一頑張りしよう。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1952.12.20

ニューズ

82

賃

東京電話ー高口組合長より

東京に於てスト中止後の生活資金として中山会長の斡旋案中の貸金とは別に会社側と交渉としていたが次の通り決定した。

貸付金

家族持　三〇〇〇円、　単身者　二〇〇〇円を二十四日、に貸付ける。その対象者は（貸金を貸れる人）争議に参加した者、他行者で二十四日迄に帰山した者、対象にならない者は争議に参加した者のうち保安要員として勤務した者、公私傷で傷病手当金の給付を受けた者、精算は賃斗解決後に行う

期末手当

期末手当に就て交渉したが会社は金額を提示しない。一時金の五〇〇〇円が支給されゝば支給しないという事を言って居た。五千円の一時金を含んだ八〇〇〇円見当だと言ってる状態で賃金問題が解決しなければ期末手当斗争も進展することは六ヶ難いが前期同額を出せと強硬に突張っている。

三坑内裸問題

本日三坑内裸問題で交渉したが会社側は今後の交渉は山元に落して交渉したいと言って居るが飽迄東京で解決する様申入れて居る。二十二日これに就て又交渉する

期末手当に関する他社の動き

大手各社共期末手当に関しては芳しくない何等進展せず実力行使を以ってこれを打開しなくては、現状を打開する方法がないと言ふ様考え方が強くなってきて居るので貝島でも何日からでも実力行使の出来る様態勢を整えて貰いたい。

日炭高松に於ても二十日会社の結果の結果、会社側は一時金五〇〇〇円を含んで前期の七〇%乃至七五%のところの額しか出してきてをらない。

三菱、三八〇〇円を提示へ

三菱新入労組に入った電話情報によると期末手当の交渉を東京で待ったが、会社側より三八〇〇円が出されたが、組合側はこれを不満として一蹴した。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.12.22.

ニューズ

83

貸付金を25日に支払決る!!

㊎

賃斗スト中止後の組合員　の生活確保のため東京で会社側と交渉中であつた貸付金については左記の要領により貸出されることゝなつた。

記

イ、臨時貸付金（立上り資金として）
ロ、家族持一人に付一率　三,〇〇〇円　單身者　二,〇〇〇円
ハ、貸付の対照はスト参加者（スト全期間保安要員として出勤した者並に公私傷病手当を受けた者を除く）
ニ、貸付日　十二月二十五日
ホ、職員も希望者に対しては前記同額が貸付けられる。
ヘ、支払方法は賃斗妥結後各支給金の中より精算控除される。
※　この貸付金は中労委あつせん案の貸付金とは無関係である。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1952.12.23

ニューズ 83

（賃）

連盟あつせん案受諾・労資双方事務折衝

本日（十二月二十五日）午前十一時連盟より中労委会長中山氏に回答を行つた。

全文

去る十六日、貴申入は、従来のあつせんの経緯に鑑み、当方の全く意外とするところであります。経理には限度があり、一時金と期末手当との源資が一であるという会長のことばをみとめて、受諾いたします。

以上の回答に対し現在中斗開催中（午後五時）討議　あつせん案連盟受諾に対する対策

第三九回中斗（后九、三〇）連盟との事務折衝要録

廿六日午前二時迄

一、斡旋案の第一項については原案履行、各社別の修正条項は中央決定に折込むことに双方意見一致

二、第二項（七％ベースアップ）各社の決定額に七％を乗じたものである。此の問題については協定書に折込む

三、宇部の取扱については当事者間で論議された後炭労、連盟間で協議（現在協議中）

四、ランクのあるものについての取扱は当方と意見対立

五、第三項の精神について年内に支給すること意見一致、協定が出来ない場合は別である。

六、全項の意見不一致の問題については直に炭労は今晩からでも協議したい

七、三〇〇円の性格については個々に定めて支払うべきものであるとの主張に対して連盟はスト期間中は支給しない（意見対立）

八、基準外については中央協定をやる様主張したが、連盟は委任がないので直に協議は困難である事務格役の為出炭賞与については総合の事が出来るかもわからない

九、配給については鉱員賃金の上昇率を使う、一応意見一致、具体的問題は後で協議

十、有給休暇の平均賃金の取扱については中央決定としたいと主張、連盟は平均賃金は法の解釈によるとためた

十一、有給については従来の慣行によると主張、従つて中央協定の意志なし

十二、臨時夫の取扱について中央協定を行いたい、連盟は従来なかつたし且各社に於て事由が異るので反対

十三、献済の問題（一五、〇〇〇円の一時金）斡旋案は賃金であると云う事を表明した、但し期末賞与については存じない

以上の対立点について炭労より団交申入れを行つたが、連盟は各社が期末交渉を行つているので、事実的に困難である、事務折衝であればよいとの事で午後十一時三十分より引続き行つている。

第二次事務折衝要録

十二月廿六日午前二時四十分東京電話

第一次折衝で保留対立した点について態度を次の様に明かにした

一、第三項の一万円についての算出基準はスト打切の日を算定の基礎とする

二、第二項の三〇〇円についてはスト日を除外する

三、基準外については交渉の余地はない

四、杵島、大正、山田の問題については協議の余地なし

以上の見解について連盟としては炭労の主張に基いた。この回答は直ちに出来ないので明日午前十一時迄に協議して再度事務折衝を為ち其の結果で午后一時頃から団交を持ちたい

以上で事務折衝を打切つた。

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

1952.12.26

ニュース

-84

㊎賃

一万円年内支給決定 本日事務折衝で

東京速送～福岡大場
二六日午後六時四〇分

十二月二十六日第四〇回中斗委員会は十二時より開催、事務折衝の経過を報告

一、標作は昨日通り意見一致。

二、ベースアップ七％に就て協定書の作り方は現行各社各山の七％引上げを明示して端数に就ては各社各山で協議する。

三、出炭奨励は賃金の性格でスト中は支給しないと連盟は主張、これに対し組合側の態度は昨日の通り意見一致せず。

四、三〇〇円の内容にはふれなかった。各社各山で決定

五、貸付けに就て十二月十七日在籍人員で総額を出す。

六、五千円の支給金は十二月十七日の在籍人員、但し十月一日以降の停年退職者及び殉職者は之を適用させる。然し乍らこれは立上り資金であるから普通の者とは同じ条件を適用させるものではない。各社各山で行う。

一万円の年内支給は意見一致

七、臨時夫問題に就て、組合員と組合員でないものとあって一本で協定書に入れる事は問題があるが覚書に炭労の主張をいれる。
従来通りの取扱をすることを了解事項に入れる

八、基準外は昨日通りこれに就ては权限を持っていないのでやらない。

九、昇給に就て大綱的には中斗が決定する。従来通り各社各山で行う。

十、協定期間は一ヶ年に意見一致

十一、適用範囲、除外するものは、常磐炭砿、常磐職組、常磐労組は連盟の言ふには委任取消があっているので今直ちに協定出来ないが、従来の行きがかり上、覚書で双方責任をもって協定する。
炭労としては内部の相互的な問題を残さないかたちで覚書を提供

十二、宇部興産本日団交中、ランクの問題はランクの修正をするかどうか話合は出来ない。
連盟としては現行賃金を七％増すことは出来ない。これを各社各山にまかせたいということは出来ない。意見対立している。
ランクの問題、大正杵島で交渉する
起草委員は事務局長、次長、賃専委員から二名が連盟に出向いている

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

'1952.12.26.

ニューズ

2

期斗

東京電話

東京 桂～大之浦 桑本 二十二日午前〇時四〇分

二十二日午後三時より六時迄会社側と団交を持った。
会社側は、本松、長岡、今村、谷、渕、山下、
組合側は、高口組合長、鈴木書記長、小竹給与部員、桂教宣部員
二十一日の交渉に引続き、期末手当の件に関し団交を持ったが、二十一日と同様会社側は中労委第二次斡旋案の一時金五千円に今回の期末手当は関連性有りと強硬に主張しており、組合側は一時金五千円は賃斗解決案であり何ら期末手当とは関係なしと応酬、結局会社側は他社が出せば出すと言って居り結論が出ず大手の動きもあり一応打切った。

活溌化した大手八社の期末手当斗争

三井	三菱	住友	北炭	太平洋	雄別	明治	古河
四、五〇〇	三、八〇〇		四、八〇〇	三、八〇〇	三、五〇〇	五、〇〇〇	四、二八〇
二十二日期限付要求 二十四日スト準備指令	二十日提示	二十二日期限付要求		一時金を含めた八〇％		二十一日単組解決を条件として提示	二十一日提示

☆大之浦労組

教宣部☆

1952.12.23

7番

期末 14号

52.12.23) 1
〜
52.12.29) 14

欠ナシ

ニュース

2

古河	四、三八〇	二十一日妥結
明治	五〇〇〇	二十二日[illegible]妥結
雄別	三、五〇〇	
太平洋	三、八〇〇	一部金を含め八日妥
北炭	四、八〇〇	
住友		二十三日[illegible]妥結
三菱	三、八〇〇	二十日妥結
三井	四、五〇〇	二十四日[illegible] 二十八日[illegible]

活発だった大手八社の期末手当斗争…

昭和二十七年の暮もおしつまり[illegible]。[illegible]期末手当[illegible]、[illegible]組合側は[illegible]一律金五千円[illegible]、[illegible]期末手当[illegible]二十一日の交渉に於て[illegible]期末手当の件に[illegible]団交を持ち[illegible]。組合側は、樋口組合長、鈴木書記長、[illegible]、会社側は、本社、[illegible]、今村、谷、瀬、上[illegible]、二十三日午後三時より六時迄会社側と団交を持った。

東京電話

東京発（〜）大手八社[illegible]二十三日午後の[illegible]

大之浦労組

教宣部

1952.12.23

ニューズ 3

期

連盟の態度決らず 期末手当斗争え

十二月十六日歴史的斗争の終了と共に、各社はそれぞれ期末手当交渉に入ったが、連盟のアッセン案に対する態度は今だに決定を見ず、この間にあって期末手当交渉は相当困難な面に直面している様である。

連盟の考え方は、あくまで一時金五千円を期末財源の一部にしようとしており夏季手当の七割から九割の線を出している。その結果から判断されるのは夏季手当（一〇、三〇〇円〜一〇、六〇〇円）の八割とすると（八、二〇〇円）となりこの額から更に一時金五千円を含むとすると、実際に期末手当として吾々の手に入る金は三千円余しかなく全然問題とならない。

一方、連盟がいう中労委第二次案の一時金五千円は期末手当を含むとの見解に対して二十日、田中委員長、漆原事務局長は、中労委中山会長や、中西、村田と会見し、この点の見解をただしたところ、一時金五千円はあくまで賃金ベース・アップとして考えており、勿論期末手当との含みはないと言明し、更にこの点連盟にも申入れる事を確約した。

しかして、この第二次アッセン案がそのまゝ確認されたとしても、各社別に行われる期末手当交渉に於ては、矢張り金融面から（特に年末迄の現金支給）相当大きな問題があるようである。

いづれにしても、年末をあと数日にひかえた期末手当斗争は、一時金五千円との関連性をめぐって相当深刻化するであろう実状にある。

連盟の第二次案に対する態度決定も、これとのからみ合いから二十四日以後になる模様である。

期末手当斗争に備え 新たなる決意をもて！

以上の見地からして、炭労の期末手当斗争は相当の困難性をかもすことは必然といえよう、それだけに吾々の決意も亦新たなるものが必要である。

大之浦に於ても、去る十六日の斗争委員会でストを打ち切る条件として、期末手当斗争には何時でも実力行使に突入出来る態勢を早急に確立することを確認している。この点からいっても、本二十三日の朝日新聞がスッパ抜いている裁判に対してでも、期斗に備える吾々の主体性の確立こそ急務である。

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.12.23

ニューズ

4

期手

中央八社 期手案出揃う

馬鹿ゲタ回答にスト態勢濃厚となる。

十二月二十三日午後七時三十分受け　東京遠藤〜福炭労立石
本日午後二時より共斗会議をもつた。各社別の期末手当斗争について左の如く報告がなされた。

23日の期手状況

三井	4.500	24日[illegible]
三菱	5.000	内1,000円[illegible]
住友	4,000	26日から[illegible]スト?
北炭	4.700	団交決裂 26日から[illegible]
明治	5.000	23日回
古河	5.100	23日[illegible]
雄別	3.500	—〃—
太平洋		前期の30%。

二十四日各社一せいに態度表明の予定
本日の共斗会議で二十六日以降四十八時間ストをうつ様準備する。
次回共斗会議は二十四日午後三時もつ

賃金斗争

二十四日午後一時中央斗争委員会
（連盟から中山あっせん案の諾否回答がなされるのは二十四日）

☆大之浦労組　教宣部☆

1952.12.25

ニューズ

5

期手

各社スト態勢え!!

九共斗二十七日以降スト突入必至

中労委あっせん案の一時金五千円をめぐって、期末手当斗争は依然として暗礁に乗り上げているが、各組合共精力的にこれが打破のため、一大圧力をかけるべく態勢の強化を急いでいる。

尚、二十四日午後三時より開催された第七回中斗会議で各社の状況が次の様に報告された。

三井	会社五,000円提示したるも組合一蹴、午後四時労資団交決裂、 二十六日より四十八時間、反ぶく無期限スト
三菱	午後三時より団交中
北炭	二十六日より四十八時間スト
住友	右と同じ
明治	二十四日夜団交もつ、二十七日以降二十四時間スト
大平洋	二十六日以降四十八時間スト（第一波） 二十九日、三十日（第二波）
雄別	二十四日午後五時より団交もつ、二十六日以降四十八時間スト
古河	二十六日以降四十八時間スト（第一波）

九共斗　二十七日以降スト突入予定。ストの規模については現在検討中

但し、杵島、大正は期末手当交渉を山元に於て交渉しているので、二十八日迄スト態勢確立中

二十五日会社案が出る予定。

第三十八回中斗委員会

中斗は二十四日午後一時五十分より中斗委を開き、次の点について協議した。

イ、中山第二次案に関する件

—一時金五千円については、期末手当に関係なきことを再確認—

ロ、古河目尾、仏生、嘉穂に於ては今回の賃斗で検束、告発等が考慮されるので、共斗がこの処置に当る。

尚、救済規程を適用する。

連盟、未だ態度決らず

連盟は二十四日全国理事会で、中労委第二次あっせん案について検討したが、結論に至らず、明日に持越した。

☆☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆☆

1952.12.25

ニュース

6

期斗

難航続ける期末手当

本日期末手当交渉の詳報が航空便で入りました。第一報桂教宣部員

十二月二十一日午後三時より東京支店に於て期末手当について交渉、交渉メンバーは左記の通り。

会社側　今村、谷、渕

組合側　高口、鈴木、小竹、桂

冒頭組合側より期末手当に就ての会社の考え方を打診

会社「賃金との関連性があるので、賃金が決定しなければ確答出来ない、亦一時金五千円を含むとすれば他に支払い能力はない」と期末手当と一時金とは当然関連性ありと調整。これに対し

組合「賃金とは無関係である。吾々は中山中労委会長に期末手当のこと迄依頼していない。尚期末手当に対する支払能力はある筈だ。二十七年度の上半期の利潤においても三億四千万円あがってるではないか」と反論に対し

会社「今次の斗争でうけた被害の復旧には三ケ年かゝる。当然他社も出せないと思う。組合は大体どの位考えているのか」と反論

組合「他社も出している。吾々としては最悪前期通りの支給方を要求してる」

会社「仮の一時金の五千円をのむとすれば、それだけ期末手当は制限される、いかにしても賃金解決後でなければ無理だ」と

あくまで賃金との関連性を固守、せん近策に出ようと意図する会社に対し

組合「会社が賃金との関連性とか、他社の態度を言々することは不誠意極る。何故出せないのか、吾々としては納得出来ぬ、貴方の論法でゆくと前期が一一〇。〇としても差引きの五〇。〇。〇円で六〇。〇。〇円というのか」

と鋭く追及すれば

会社「いや前期の七〇％又は七五％でマイナスの五〇。〇。〇円位だ」

組合「では三〇。〇。〇円というのか」

会社「そういうことだ」。

組合側は、吾々としては到底その様な事では納得出来ない、再考を願うと会社の猛省を促せば、会社側は諸君もストの被害なり一時金との関連性とも考えて貰いたい、若し他社が出せば借金してでもなんとかすると表明

組合側は、それでは他社が出せば、出せるという考え方と念を押せば、会社側は「そうだ」と言明これ以上進展しないので一応交渉を打ち切った。

☆大之浦労組　教宣部☆

1962.12.25

ニューズ
7
期斗
航空便（十二月廿五日朝受了）
苐二報

誠意なき會社
一時金と関連ありと終始主張

期末手当交渉は昨日に引続き、十二月二十二日午後三時より向島の貝島寮で交渉再開。　交渉メンバーは左記の通り

会社側　本松、今村、長岡、谷、淵、山近
組合側　高口、鈴木、小竹、桂

冒頭、本松専務より昨日に引続き、交渉を行う旨の挨拶があり、直ちに組合側より、

「他社は既に相当の案を出している。昨日の考え方（三、〇〇〇円位）では不満たらけである、更に進んだ案を示されたい」

と、額の明示を迫れば、

会社「昨日激論を交わしたが、会社としてはあくまで一時金五、〇〇〇円と期末手当は関連すると考えており、貴方がその点基本的に割切らない限り、交渉の進展はあり得ない」

と、昨日と同様、主張のむし返しに対し、

組合側も昨日と同様の主張で反論

次いで、長岡経理部長より経理の説明があり、

「十月、五三、〇〇〇屯の減産で一億五千万円の損失、十一月一億八千万円の損失、十二月一億二千万円の損失（いづれも見込額）総計四億の損失で、ストによる影響は五億五千万円、復旧には三ケ年かかる、尚東部開発にも資金がいるし、銀行への支払もある。現在返済の見通しのないま、借入の交渉をやっている状態で資金繰りがつかない」と組合側の考慮方を要請

これに対し

組合「勿論ストの影響はわかる、然しそれは双方共通したものだ、亦その損失が他社以上とは考えられない、他社が相当の案を出しているのに、貝島のみが出せない筈はない」と反駁

これに対し会社側は再び一時金との関連を主張するのみで進展せず、組合は、「では、賃金が解決せねば案の提示は出来ないというのか」と追及すれは、会社側は「そうだ」とウソブク

かくの如き会社の不誠意極まる態度に対し、組合側は「会社がその様な態度なり、考え方であれは、吾々としては最后の腹を決めねばならぬ」と表明、尚も額の明示を迫ったが、会社側は「いま額を明示する時機ではない、もう少し他社の動きを勘案して案を出したい」と表明。　交渉は問題とならず打切った。

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1952.12.25

ニューズ 8

期斗

語語東宗社 〜中野

會社、四,八〇〇円（内一,〇〇〇円税抜）提示

二十五日午后七時より団交を貝島寮に於て行った。

會社側交渉メンバー　今村、谷、渕、原田、山近

會社側は中労委に対する連盟の回答を盾にとって一時金は期末手当と関連ありと終始一貫して、源資は一つであると云っている。

組合側はあく迄期末手当と一時金は別個であると応酬、結局会社側は現在の段階では期末手当として、四、八〇〇円（内一、〇〇〇円税抜）を提示した。組合側ではこの様な事では承復出来ないので、二十七日以降の実力行使はやむを得ない。

これに対し會社側は、労組に対し本日中交渉を申込むかも判らないので待機して貰い度いの申入れがあり団交を打切った。

大之浦労組

教宣部

1952.12.26

ニューズ 9

（期斗）

十二・二六日午前六時
東京電話

大手八社続々妥結状態に入る
古河、住友既定方針通りスト

スト態勢を確立し、二十五日より精力的に交渉を続けていた大手八社各労組は今暁に至り続々妥結状態に入った。二十六日午前六時の電話情報は左記の通りであるが、古河、住友は既定方針通りストに突入した。

三井	六、五〇〇円	妥結（秘扱さる）
北炭	六、三〇〇円	スト延期交渉中
古河	六、六〇〇円	スト突入
太平洋	六、〇〇〇円	スト延期
住友	六、三〇〇円	スト突入
雄別	六、二〇〇円	スト延期
明治	六、〇〇〇円	交渉中
三菱	六、〇〇〇円	後の情勢不明

大之浦労組 教宣部

S2 12 26

ニュース

10

期斗

三井、古河妥結・太平洋スト突入！

二十六日午前九時の東京電話では、三井、古河妥結、太平洋はスト突入他の労組はストを延期し現在交渉中である。

三井	六、五〇〇円	（妥結）
三菱	六、三〇〇円	
住友	六、三〇〇円	（午前七時半スト中止）
古河	六、八〇〇円	（妥結 補（午前五時））
北炭	六、三〇〇円	（スト延期検討中）
太平洋	六、〇〇〇円	（スト突入）
雄別	六、二〇〇円	（スト延期交渉中）
明治	六、〇〇〇円	（明確でない、現在交渉中）

九夬斗関係

大正 會社三、五〇〇円を提示、組合不満本日午後二時より団交予定

杵島 〃 四、〇〇〇円を提示 ｝団交継続中
北方 〃 三、八〇〇円を提示 ｝

大之浦労組

教宣部

ニューズ

11

（明廿）

大手八社全面的に妥結

十二月二十六日午後七時現在の大手八社の情況は左記の通りであるが、各組合共妥結した。

三井	六、五〇〇円（妥結）	古河	六、八〇〇円（妥結）
三菱	六、四〇〇円（妥結、条件で団交中）	明治	六、三〇〇円（〃）
住友	六、三〇〇円（〃）	雄別	六、三〇〇円（〃）
北炭	六、三〇〇円（〃）	太平洋	六、二〇〇円（〃）（寄留手当二〇〇円を別に支給）

炭労斗関係

高松　六、五〇〇円（妥結）

貝島　団下団交中

二瀬　〃

大正　三、五〇〇円（決裂）二十七日夕方最后案が出る

杵島　四、五〇〇円〜二十七日夕刻最后案を出す

大辻 動　四、二〇〇円〜

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1952.12.26
pm. 10.00

特報

12

㊙期末 第二次案五、六〇〇円提示

（内一〇〇〇円税抜き）

二十六日午後十一時五十分受東京電話

本日午後九時より会社側と団交をもった。

会社側は期末手当解決のため、最後案として千円税抜きの五、六〇〇円を提示

組合側は、中央大手より余りにもランクがつき過ると反駁し、交渉打切りとなる。

会社側は最後案であるので、今村重役だけでは態度を決めかねるので、福岡本社と連絡の上回答する。従来の期末手当からすれば他社は二〇〇円オーバーして居り、貝島の場合は一〇〇円オーバーして居る、従ってこれ以上払えない。

組合側は不満とし、明日のストはやむを得ぬと表明、宿舎に引上げた。その後、会社側より十二時半より団交再開の申入あり、現在団交中

※ 日鉄二瀬

会社側五、七〇〇円（一〇〇〇円税抜）提示、組合側不満の態度表明、

会社側現在別室協議中

☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆

1952.12.27
1am200

ニュース

13

期三十

暁のスト中止！五．七〇〇円（内一〇〇〇円税抜き）了解点に到達

第二次案五、六〇〇円を提示、その后二十七日午前〇時三十分より再開されていた団体交渉の経緯について午前二時五十分に至り、次の様な電話情報をもたらしてきた。

※ 交渉再開した、会社大手八社一一、三〇〇円と貝島一〇、五〇〇円による八〇〇円のランクは変らない、あく迄、現在出している額を組合が承認されないという事であれば決裂してもやむを得ずと表明、これに対し組合側はこれを不満として、自動的にストに突入すると言明、

会社側再考すると別室協議

二十八日午前四時電話情報

※ 会社側午前三時に至り、第三次案として五、七〇〇円（内一、〇〇〇円税抜）を提示してきた

二瀬も五、七〇〇円を提案し一歩も動かず

二瀬と連絡を密にして最後の圧力をかけている。

午前五時電話情報

※ 会社側五、七〇〇円を最終案として一歩も引かず、

組合側種々検討した結果、次の考え方に基きストを中止することを決定した。

各社及び二瀬、明治とを併せ勘案した結果、税抜き一、〇〇〇円を含む五、七〇〇円は了解点に達し得ると認めストを中止する。

現在、配分に就て協議中、年内支給に就ては努力すると回答

斗争委員会スト中止を確認

以上のスト中止指令に対し、午前五時三十分より緊急斗争委員会を開催し協議した結果、斗争委員会としても妥結点を了とし直ちに各支部にスト中止指令を発した。

かくして期末手当斗争は終焉したが、現在東京に於ては条件其の他細部に亘つて折衝を続けている。

詳報については入手次第早急に流布します。

☆大之浦労組　教宣部☆

1952.12.27

ニュース

14

期斗

期末手当の配分決る!!

一、期末手当支給有資格者。

昭和二十七年四月より九月末日迄の間に基礎額（基準内賃金に超過労仂賃金を加えた金額）を有し支給当日に在籍する本産礦員

尚昭和二十七年十月一日以降の停年退職者、殉職者に就ては右に準ずる。

二、期末手当算出法

１、勤労手当

本人基礎額（四月一日より九月末日迄の本人の基準賃金と超過労仂賃金の総合計）に〇、〇六七を乗じた金額

２、年功手当（九月末現在勤続）

六ケ月未満	無し	一ケ年未満	二五〇円
三ケ年未満	五〇〇円	五ケ年未満	九五〇円
十ケ年未満	一三〇〇円	十五ケ年未満	一六〇〇円
二十ケ年未満	一八五〇円	二十ケ年以上	二一〇〇円

三、その他諒解事項

１、期末手当（勤労手当＋年功手当）が五〇〇円未満の場合には五〇〇円支給する。

２、公私傷者（四月一日より九月末日迄全期間休業で基礎額の無い者）並に未復員者に対し五〇〇円支給する。

３、十月一日より十一月三十日の間の採用者に対しては三〇〇円支給する。

４、期末手当一〇〇〇円迄の金額に対しては所得税の課税対象としない。

一時金の配分も決定

一時金の五〇〇〇円配分に就て会社側と折衝の結果次の通り決定した。

１、有資格者、

昭和二十七年十二月十七日現在の在籍者支給当日在籍者、但し未復員者を除く。殉職者並に停年退職者は支給する。

坑内夫	五二〇〇円
坑外成人男子及び口天成人	四八〇〇円
坑外保護及び口天保護	三八〇〇円

☆☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆☆

1952.12.29.

昭和二七年四月より
二八年四月まで

本部教宣部発行
ニュース綴

一号～一三五号

貝島大之浦炭礦労働組合

ニュース１

炭労スト指令を発す！

四月十二日一斉に二四時間スト

私鉄、海員、繊維も十八日から同調

政府与党は四日～九日の休会前に重要議案として審議すると云う態度について、果して政府の云う主要議案に当面する吾々の斗争指標である「破壊活動防止法」「労働組合法改悪」等が含まれているか、いないかでかなり論議がなされて居たが最近になってその全貌が明らかにされて来た。

労斗では四月三日迄には「破壊活動防止法」は国会に上程される見通しに立って三月三十一日午前十時から戦術委員会が開催され、第一波、第二波と分類して斗うことに決定した。即ち、第一波は炭労を中心にして合成化学、電産、全鉱、全金属、全日労港で、第二波から第一波の勢力と新に私鉄海員セン維等が同調する事になった。

炭労に於いて同日午后一時から斗争委員会を開催し、労斗戦術を確認し炭労として指令第五号を発令することになったその内容は次の通りである。

スト突入指令

中斗指令第五号

（前文省略）

一、斗争目標
　イ、破壊活動防止法制定反対
　ロ、ゼネスト禁止法立案反対
　ハ、労働法改悪反対

二、四月十二日一番方より全山一斉に二四時間ストライキに突入せよ
（但し当日が公休日の支部は翌十三日に突入することスト突入通告は別添様式に依る）

三、第二波以降のストライキについては追って指令する

四、保安要員兼務要員については従来の慣行に依る（昭和二十六年十月二十六日付中斗指令第八号の取扱いに依ること）

五、スト当日は全山一斉に破防法反対の抗議大会を開き政府与党に対しては抗議文野党各派に対しては要請の電報を打ちその結果を電報で中斗に報告すること

六、四月一日以降の啓蒙宣伝活動は特に強力に実施すること、中斗としても必要に応じオルグを派遣するか又は地方本部の代表者を召集する

七、スト通告に対する不当弾圧に対しては指令第四号に基き完全に対策を確立すること

八、スト参加地区産業組合その他の組合を含めて各地方各地区共斗の強化に努力すること

九、各地方本部は各支部と緊密に連絡をとり特に[illegible]者の動向を十分に把握し逐次その状況を報告すること

教宣部

1952.4.2

ニューズ ２

「労斗情報」

〃政府〃「労斗」切崩しにヤク起‼

組合を取締り対象としない……？

　三月三十一日労斗戦術委員会の決に依る「十二日の第一波、十八日からの第二波のスト決定によつて、大あわてにあわてた政府は例によつて切崩し宣伝をやり初めた。

◎　先づ吉武労相は総評幹部と国会上提前に十分話合つて了解を得るまで提出しないとか

◎　労斗の政治ストは違法だからやらせない。

◎　組合を対象としない「破壊活動防止法」だから組合員はなつとくしてくれるだろう。？

だとか、自分勝手な事を新聞に吹き込んで、やたらに労働組合の切崩しを策し輿論（世論）からの遊离に懸命になつている。

　斗労としては三月二十八日の吉武労相との非公式会談では労斗の言ふ「政府は取締りの対象には労組を考えて居ないとするならば法の中に明らかにしないか？」に対し吉武労相は「第二条で思想、信教、結社、表現、学問の自由及び勤労者の団結、団体行動の権利其の他国民の権利を不当に制限することがあつてはならない」　としているのでと言つて逃げてゐる

この様な欺瞞的な意図的現象では過去において多くの労働者や先輩が痛めつけられた事実は未だ記憶の中に生々しいことだ――。

「労働者に納得してもらう」という政府はどんな努力をして来たか、四月三日午後六時三〇分の電話に依れば、吉武労相は話合をしたいと言つているがまだ予備的な行動をおつて正式会談は持たれていない。とのことであり、尚又一部では反動分子を使つて「政令三二五号を出して労斗のストをやめさせるかも知れない」等、風評を流してゐる。――之等――政府のやり方は切崩し以外にないのである。

　更に又悪質極まる政府の宣伝屋はNHKを通じて四月三日午前七時のニュースに於いて、「武藤議長は勝手に加来労政局長とあつた為に責任を追求されている」等いつている。

労斗としては先に申合せを行つた様に、

「原則として単産の代表は政府とは会見してはならない」であるが現在の様な重大斗争段階に於いて、しかも今次斗争で一番重要な役割と使命をになつている炭労としては（炭労拡大斗争委員会としても）「中身のある行動をやるべきだ」となり、此の主旨が重視されて「原則として……」と言う事になつてゐるのであると――――四月四日午後三時十五分の電話連絡及び本部からの緊急電報で知らせて来た

即ち

「四ヒ七ジNHKニュース、ニテ炭労ノ三ヒ執行委員会の決定ヲ報道シタガ
事実ト極メテ違ウノデ各支部ハ混乱ナキ様連絡サレタシ　中斗ハ既定方針
通リ進ム」炭労

此の様に、政府は〝ヨロン〟の硬化をねらつている　モットもらしいデマを振はして……
我々は（労働者）絶対に惑されてはならない。生活と人権を守る為に戦争反対の為に

1952.4.1

教宣部

カツペ、寮厚生費斗争でスト

十二日からは高松全砿の無期限も

かねて「カツペ」に依る賃下げ反対斗争を続けてゐた高松労組では、其の後会社と積極的な団体交渉を行つて来たが、遂に三月三十日に開かれた「全砿採炭夫合同常会」並に「全寮生合同闘争委員会」の決定に基き四月二日　高松労組斗争委員会で次の様に斗う方式を決定した

※　二砿カツペ婦

四月一日合同常会を開催し、三日甲方から無期限ストライキに突入。

※　寮生

三月三日以来五回の団交を続けて来たが、遂に決裂し四月四日までに満足なる回答なき場合は四月七日二十四時間ストを行うことを通告した。

※　全砿採炭夫

八日、九日は一坑二坑の採炭夫の半分がストに入る。更に十日、十一日は一、二坑はスト（半分の人員）と同時に三坑の採炭夫が半分づつ入る。

以上の戦術で魯力に斗うが、若し会社がこれを聞き入れない場合を考慮し、最悪の事態には、四月十二日一番方から、無期限ストを実施する。を決定した。尚六日の公休日、採炭夫の出勤拒否（但し整理甲方を除く）する事も申合せた。

尚十二日は労斗の決起大会も併行的に行う。

※　カツペ斗争については

四月五日　妥結したが現在のところ詳細不明

ニューズ

115/3

政府ー労斗代表と会見

吉武労相　木村法務総裁　依然として態度かえず

明確に「労組を法の対象とせぬ」限りスト決行

東京発三日　炭労石黒ー福炭労野田連絡電話

四月五日午前十一時三十分政府から吉武労相、木村法務総裁と労仂省に於いて会見が行はれたが依然として政府は労仂組合が破壊活動防止法案の対象とならないと云いつつも、此のことを法案に明記することを拒否しつゞけ、労斗としては止むを得ない最終手段としての「十二日の二十四時間スト」は法案が撤回されない限り予定通り実施することを通告した。

會談内容は

木村法務総裁の談

戦前にあつた治安維持法は思想の取締りを対象としたが、今度の破壊活動防止法は単に暴力行為を取締るものである。最近日本共産党は国際的連けいで暴力化しつゝある現状で、之を放任する訳にはゆかない。政府としては現行法規では全然取締る法律がない。従つて直接の対象は日本共産党で、正常な組合運動を抑圧する気はない。

之に対して、労斗の態度は

政府は法案の第二条云々といつているが、之は甚だ明確を欠いている。

共産党だけだとか、暴力主義団体だけを取締ると云つているが、そうだとしたら現在の刑法第七七、七八、七九の各条、其の他破壊活動防止法の中の関係条項でやれるのが、何のために新しく法律を制定しなければならないのか納得出来ない。

特に労仂組合を対象としないならば、何故その旨を法律に明らかに挿入しないのか。

と鋭く追及したが、政府の説明は不親切をきわめ、且又段々と本音を現して来たので、労斗は最後に

政府が撤回しないかぎりストライキは中止出来ない旨を申入れ、尚「政治スト」が違法である根拠について鋭く追及したが、明確な回答がなされなかつた。

結局、政府のハラは労斗の態度に重要な関心を抱いていて、特に四月十二日の第一次のストライキの斗い方如何によつて議会上提のようであり、従つてすぐ上提の気配は見えない。

又、労仂法について吉武労相は

ゼネスト禁止法は独立法として出す気はない。但しゼネスト禁止法を設けないということでなしに、ゼネ禁法は労組法の中に挿入して成案する。

と語つておるが、果してどうなるか、今のところ見透しはつかない。然し吉武労相のさゝのかし出来ない言葉は

若し労斗が現在のような態度で不法なストライキを行うならば、独立法でも出すかも分らないと云つた。之が政府の肝である。

何れにしても、労仂関係法でスト権をハク奪し、破壊活動防止法では有無を云わさず押し通そうというのが政府の態度である。

教宣部

1952.4.9

ニュース ~~116~~ 4

圣営者がクビキリ、損害賠償の通告をしてきた場合どうするか

(労)指令第六号 で 具体的に圣営者が不当首切の通告を行って来た場合、支部組合（この場合大之浦労組）がとるべき方針を次のように指示してきた。(四月四日付)

一、首切通告書は、各支部毎に一括して返上する。
（圣営者が個々の組合員に対し、直接郵送などして来た場合も、その通告書を支部がとりまとめて、直ちに返上する。）
二、さらに圣営者が退職金を供託にした場合は、その供託金は絶対に受取らぬこと。
三、各支部は首切通告のあった者の状況を、地方本部を通じて、速かに中央本部に報告すること
それによって、「嫌労」として集約して、中労委に提訴する。
四、不当首切反対の実力行使については、中斗が指令するので、個々の支部で散発的に行わぬ事
五、首切通告を行った以降、圣営者は就業拒否を行うと共に、給与を支払わぬと思考する故、
1、身分保全の仮処分申請を行うか否かは、改めて中斗が指令する。
2、組合員の給与は、とりあえず各支部において、炭労犠牲者救済規定に定むるものを支給しておくこと。
（将来の会計処理に遺憾なきを期するため、支給を明かに証明しうる書類を整備しおく）
六、山猫スト式は斗争過程に於て暴力を行使するなど、中斗指令に違反した行為があったために生ずる犠牲者には適用しない。
七、圣営者が起す損害賠償の請求の訴えに対しては、
1、各裁判所が受付けないような事前運動を効果的になすこと。
2、中央一本に集約して争うことが出来るか否かについては追って示す。
3、弁護団は地方本部毎に構成する。

「保安要員」はどうするか

福炭労(労)指示第四号によれば

四月十二日以降決行するストライキについて圣営者は日圣連の決定した解釈に従い、不法ストライキであるという見解をとっているので、ストライキの際の保安要員についての協議を行いたいという組合の申入れに対して「これに応ずればストライキの正当性を認めたことになる」という理由で協議を拒否するという傾向にあるので、左記事項に従い、速かに措置するよう指示があった。

（四月七日付）

記

1、ストライキの通告書には必ず保安要員についての協議を、組合と行いたい旨記載すること。
2、会社側が何等かの理由により、保安要員についての協議を拒否した場合は、
「必ず文書をもってその旨を提示させ、組合に於いて保管すること」
3、会社側が保安要員についての協議を拒否した場合は、保安要員は出さなくてよい。
4、保安要員についての協議を行わないで、一方的に会社側が組合員個人に対して、保安要員としての就業を求めるような行為に出た場合は、組合としてこれを防止し、就業を拒否すること。

…裏に続く…

教宣部

1952.4.9

今次斗争の責任と権利を明確にするため中央斗争委員長名で会社に申入

申　入　書

今回政府が破壊活動防止法の制定ならびに労働三法の改正を行はうとしていることは御高承の通りであります。

われわれはこれらの法案がわれわれ労働者の生活に重大な影響を与え特に破壊活動防止法案は行政権力の一方的判断によつて労働者の基本的権利を守る労働組合活動を抑圧する極めて危険な法律であると思料しますので政府及関係方面に対しこの法案の撤回を不断に要請して参りました。

然るに今回までわれわれの要望は容れられるところとなつて居りません。われわれは徒らに事を構えることを欲するものではありませんし、殊に実力行使に訴えてわれわれの主張を表わすことを好むものではありません。

然しながら事態がこのままにして推移致しますならば、炭労中央斗争委員会としては炭労第二回及第三回全国大会ならびに第五回中央委員会が民主的手続によつて慎重に定めた最高方針に則つて実力を行使せざるを得ないと決意致しました。

従いましてさきに傘下各支部に指令を発し各支部代表者をして貴方にわれわれの意志を表示させると共にストライキ当日の保安要員等につき協議するよう申入を行わしめたのでありますが、これに重ねて中央斗争委員長の責任においてつぎのように申入を行います。

記

一、この斗争の一切の計画と実施の責任ならびに指令の権限は前述の各決議機関の決定により、中央斗争委員会が有して居りますので、貴事業所に組織する支部機関または組合員は貴方よりこのストライキの中止等を要求されましても当方の規約及決議機関の決定によつて炭労を脱退せざる限り中斗の指令に従わなければなりませんので貴方の要望もしくは見解等は中央斗争委員長宛に行われたい。

二、スト実施に伴う保安要員の差出し等の日常的問題の処理については支部機関に権限を与えて居りますので、このことに限り支部と協議されたい。

わが大之浦労組は　(労)指令第七号にもとづいて四月八日会社側に対し「申入れ」を行つた，ストライキは四月十二日である。反対斗争の波は刻々ともり上つている。反動政府は組合側各個撃破に大童のもようであり、中央に於ては政府側と強力な団体交渉がもたれるであらし、注視する必要があらう。

ニュース5

23回

1952

メーデー対策決る！

（4月7日のメーデー実行委員会の決定！）

我々働く者の祭典
メーデーを斗いとれ

講和発効後の労仂運動は相当のせい約を受けることは予想に難くない。これに伴って政府の政策は一層悪質に反動化し、労仂組合運動弾圧の方向え指向することは、火を見るより明らかである。この前ぶれとしての「破壊活動防止法案」「労仂法規改悪」は吉田反動政府によつて国会上程は必至の状況にある。このように緊迫し、シレツな斗争のさ中にあつて本年のメーデーをかちとることはわれわれとして最も重要な意義をもつ。かゝる意味から来るべき第二十三回宮田地区合同メーデーは盛大に大衆動員して、意気高らかに総決起せなければならぬ。

記

一、規模、宮田地区合同メーデー（労組、鉱組、貝島燃料、官公労、其他友誼団体）
　各支部より
二、とき、五月一日午前十時
三、場所、本社車庫前広場
四、動員、（家族婦人を含んで）三坑七〇〇名、五坑六〇〇名、西五坑四〇〇名、二坑五〇〇名
　本社一〇〃名、六坑六〇〇名以上を動員せられたい。
五、大会行事
　第一部　大会次第（略）
　第二部
　1、カーニバルコンクール（各支部より一組宛）最底十名　約二十分
　2、プラカードコンクール（各支部対抗）
　3、たからくじ
六、機関紙「おおのうら」懸賞募集
　イ、小説　炭坑生活を主体としたもの（二十字、二十行原稿用紙七枚以内）
　ロ、論文　炭坑生活と（職場、居住区）及び組合運動について（二十字、二十行原稿用紙七名以内）
　ハ、詩・標語　メーデーに因んだもの　詩は二篇、標語は二句以内）
七、賞金
　1、カーニバルコンクール　準備金として一支部宛五〇〇円　一等三〇〇〇円一、二等二五〇〇円一、
　　三等二〇〇〇円一、外一五〇〇円三、
　2、プラカード　〃　準備金として一支部宛三〇〇円、一等二〇〇〇円一、二等一五〇〇円一、
　　三等一〇〇〇円一、外七〇〇円三、
　3、懸賞募集文藝
　イ、小説、一等一〇〇〇円一名、二等五〇〇円一名、三等三〇〇円一名　佳作二〇〇円二名
　ロ、論文、同上
　ハ、詩、一等五〇〇円一名、二等三〇〇円一名、三等二〇〇円一名　佳作一〇〇円三名
　ニ、標語、天三〇〇円一名、地二〇〇円二名、人一〇〇円三名　佳作五〇円十五名。

以上の如く決定したので、代議員各位は地区毎に十二分てつていするよう御配慮願いたし

◎機関紙投稿の懸賞文藝は
　〆切　四月二十五日本部教宣部に必着するよう
　発表　五月一日発行の「おおのうら」紙上

教宣部

1952.4.10

ニューズ 6

労斗代表—保利官房長官と會見

吉田首相、労斗代表との會見拒む！

『破壊活動防止法案』撤回要求‼

—九日午前一〇時より保利官房長官と労斗代表が会見することになった—

四月八日午後六時東京電話　（東京山下—福炭労添徳）

労斗代表としては保利長官と会見の際の態度を次のように決めた。

記

１．吉田首相に会見を申込んだにも拘らず、会見しないということについては抗議を申入れる。

２．法案の国会上提撤回を要求する。

イ．現行の刑法及び諸法規以外の取締法は必要でない。

ロ．破壊活動防止法案は

Ａ．団体を対象とするものであること。　Ｂ．事前取締の規程としていること。

Ｃ．刑罰の補正がないこと。

以上が不備であり、取締の目的は刑法で十分達し得る。

３．この法案は旧「治安維持法」に勝るとも劣らぬ悪法である。

イ．治安維持法は国体変革を企てる者に対しての防止であるが、私有財産を明確に認めている。

ロ、防止法案は犯罪がベクゼンとしていて犯罪構成条件の乱用にされる。

ハ．この法案を危険でないというのはゴマ化しである。

ニ、反政府的な言動、労仂組合の存在活動に重大影響がある。

ホ、この処分は行政官庁の一方的判断でいとも手軽に行われ、然もその救済規程は無視されている。

４．治安維持の方法は法律権力でやるべきではない。民主々義擁護と国民生活安定に求めるべきである。このことについては吾々も政府と抗議する用意がある。

労仂弁護団結成さる

総評、法廷斗争対策樹立

四月六日総評に全国労仂弁護士三十数名参集し、（九州　石田弁護士参加）今次斗争に対する対策を決議、更に総評を援護すべき恒久的弁護団を結成した。

一、名称、目的　労仂弁護団、労仂基本権の擁護、伸長を図るを目的とする。

二、事業、労仂基本権に関する凡ゆる法廷内外の法律活動。

三、本部　総評。

四、役員々幹事長　海野普吉　幹事　松井実、岩田一、堀之内直助　外三名

教宣部

1952.4.10

かくにんを受くべき

本部専門部員名簿

専門部名	出身坑	氏名
給対部	本社支部 三坑〃	(留)小竹嵐次 (新)桑本唯
生係部	三坑支部 六坑〃	(留)森下克己 (新)和田秀雄
財務部	五坑〃	(留)小林勇太彦
教宣部	西五坑〃 六坑〃 五坑〃	(留)植田鹿一 (留)桂政敏 (新)高木彌

※財務部新設、教宣部一名増員、厚生部員は書記に切替

ニュース 7

福労斗会議摘録

四月九日、県労働会館で福労斗会議がもたれ、中央、地方情勢について左の如き報告があった。当大之浦労組より高口組合長が出席した。

一、実力行使は、一波－12日　二波－18日

二、主なる目的　法案の修正要求でなく撤回要求である。
（セネ禁法は単独で出すか、労調法で出すか、何れにしても国会提出は必至の状態にある。併せて指標とする。）

三、G.H.Qは幹部が掌握していて、法案提出に賛成のようである。又去る二二年の二・一ストの如く禁止はされないであらう。

四、第一波に突入出来るのは、総評二十一単産（炭労、全鉱、全自、昭電、合成化学、全金属、化学同盟、電産　参加人員一〇〇万）
第二波（私鉄総連、鉄鋼、せん維、海員、西日本重工、国鉄、全逓、全専売（以上拘束された大会）官公庁（合法斗争）教員（定時退庁））

五、救援資金　各単産で支出

以上が大体の中央情勢で十二日のストライキ突入は必至の状況にある。

福岡県下の情勢は
全自動車、全食糧、電産、炭労、（電産は賃金斗争と併行して二波にも入る。）
八幡製鉄（ストをうたない職場大会をやる。）
西鉄（賃金斗争中で第二波に入る）
大牟田地区（東洋高圧、合成化学はストに入る。）日立と旭ガラスは定数を揃えて時間外拒否
小倉製鋼（ストはやらないが、大会はやる）
十二日ストに入る単産はどの位の人員か。
炭労十二万・全鉱二千三百、全自二百、合成化学三千五百、電産五千、
全日通（職場ほうき二時間）二千名、化学同盟（二時間）一万四千名、
定時退庁を行う組合名と人員は　福教組二万五千・県職組七千・全逓四千、全食糧千五百
十八日、二波に入るものは、西鉄九千名、電産八千名

四月十二日の支払は通常通り（スト中といえども）賃金支払が行われます。

社会タイムス（四月二日付）今回斗争中の「破壊活動防止法案」の全文及び解説が出ておりますから、至急各戸一部宛御配布下さい。
機関紙「おおのうら」の号外を発行する代りに配布するものです。

× × × ×

保安要員については本日（十一日）会社側と話合いの上従来通りに保安の確保を行うよう決りました。

全国炭鉱婦人代表者会議には（炭婦協）三坑田中りん子、五坑北幸子さんが十二日上京する予定。

教宣部

1952.4.11

ニュース

8

東京炭労山下ー三池労　十一日午後五時三十分

政府、法案を一部修正!!

十一日の閣議で

十二日のストを控えて政府では、十一日午前中閣議を開催した。その結果吉武労相の主張通り法案を修正することを決定、直ちに保利官房長官談を発表した。

即ち修正点左の通り

一、この法律は労働組合の正当な行為を制限し、また之に介入するように適用することがあってはならないことを明記する。

猶この法律の規定の対象についても、不必要な危惧の念を与えざるよう検討する。

二、この法律に基く行政処分が違法だった場合の仲裁措置につき考慮する。

三、この法律の公安審査委員会は労働組合その他各界代表をもって組織する。

修正はゴマ化しだ!!

撤回要求で斗う（総評高野事務局長談）

十一日午前十一時から総評本部で総評常任幹事会、労斗常任実行委員会の拡大会議を開き態度を協議、同日正午高野局長は次のような反対声明を出した。

「政府は法律の一部修正を発表したが、それは労働組合の切崩しであり、国民大衆をゴマ化す為の細工である。破壊活動防止法案は内容をどのように修正しても言論弾圧と組合弾圧に使われることは明かである。」

総評、労斗は民主々義と生活権擁護のためあくまで法案撤回を要求して斗う。従って総評は十二日一せい抗議ストを断乎決行する。

東京石黒事務局次長ー福炭労立石　十一日午後六時三十分
〃　　　　　　　　　〃　木村　　〃　　十一時二十分
〃　甘田

スト延期を決定!!

労斗委で大激論中

一、午後三時吉武労相と労斗代表との会談がもたれ、席上労相より閣議の決定内容を説明の上、組合側の自重があったが、結論の出ないまま、物別れとなった。

二、炭労では中央斗争委員会を開き、新情勢に対して論議を交した結果、「十二日のストを一応十八日迄延期する」ことを決定、労斗の戦術委員会にのぞんだ。

三、炭労以外の各単産は十二日スト決行を主張し、大激論を展開中である。

教宣部

1952.4.12

東京廿田 ― 福岡秋吉

スト中止

炭労、全鉱十八日に延期

一、炭労中央斗争委員会に於て、スト延期の結論を出した炭労では引続いて開催された労斗の戦術委員会に臨んだ。

二、労斗では結論が出なかつた。炭労及び全鉱はスト延期指令を電話で指令した。

指令内容

「十二日のスト延期　炭労」

三、スト延期の理由として情報を綜合した結果

1、修正点を闘議で決定したことにより、十二日のストを決行することはようろんに不利である。

2、修正事項は條文化されてゐないので、明確でない。
従つて條文化された後、それによつて圧力をかける。

3、福炭労としては電話連絡では十分理解されないので次のように十二日朝の執行委員会で決定している。

責任あるオルグを派遣せよ

十五日拡大斗争委員会

福炭労では十二日あさ緊急執行委員会を開き「スト中止指令」につき検討を加えた結果、結論として、十五日に拡大斗争委員会、十六日に支部代表者会議を緊急に招集することを決定、今次十二日ストの延期についての説明、今後に対処するため中央炭労に対し三役陣のうちよりオルグを派遣するよう要請した。

福炭労今村 ― 大之浦畑田　十二日午後四時電話

オルグ派遣については北海道よりも要請があり、福炭労の要請に対しても極力意に副うよう努力するか、確答は追つて電話するとのことであつた。

炭労、全鉱以外はスト突入

情勢甚だ微妙である

総評傘下の労斗内部ではストを延期した炭労、全鉱を除いた組合はストに参加を決定し、各単産では十二日にストに突入している。内部情勢についてその把握は目下のところ不十分であるが非常に微妙なものがあるといえる。

炭労臨時大会を決定の模様

四月二十三、二十四日

十二日福炭労よりの電話　午後四時

炭労は今次斗争につき、臨時大会を来る四月二十三、四の両日東京に招集することを決定した。

議案等は追つて通知する

尚四月十九日　地方委員会開催も決定、

ニューズ 9

1952・4・12

教宣部

『スト中止指令』で動揺するな

斗争の推移を注視せよ！

あくまで斗う決意を変えてはならぬ

十二日午前一時三〇分、突如福炭労経由で「十二日のストライキを延期する」との中止指令が入つて、吾々はスト矢をのばした。

吾々は、他山にさきがけて十一日には決起総会をもち、偉大なる団結と勇気をもつて、悪法たる「破壊活動防止法案」撤回のために、全精力を集中して立ち上つたのである。

然るにもり上つた吾々の斗争心は、中央のスト延期指令によつて、ほうむり去られたかの感を抱くのは無理からぬことだ。

吾々は憤りと割り切れぬ気持で一杯だ。なお詳細は判明していない。

中央執行部の不信行為が下部組織に与える影響の如何に大であるかを考えるとき、中央の態度が吾々下部組合員のもり上つた斗争心をじゆうりんしたものであるかを、徹底的に追及すべきであらう。問題は残された。われ〳〵は今後斗争の推移を注視して、あくまで斗う決意を変えてはならぬ。

政府或は資本家はこの動揺に乗じ、凡ゆる手段を講じて、吾々の斗争意慾の切崩しに出てくることは明かである。吾々は之に乗せられてはならぬ。

吾々の斗争指標はあくまで「破壊活動防止法案」の撤回である。

たゞ一時の憤懣で、この斗争に溝を作つてはならない。

若し、こゝで吾々が斗争意慾を失つたとしたならば、法案の撤回は不可能となると断せざるを得ない。

吾々は、中央幹部の責任はあくまで追及すると共に、断乎として「破壊活動防止法案」撤回のため、斗い抜くことだ。

大之浦労組の態度決定

四月十二日午後四時　緊急斗争委員会

スト中止指令を重大視した吾々は、中炭及び福炭労の情報を蒐集したのち、緊急斗争委員会を開催、今後の斗争方針について慎重審議した結果、左記事項を確認、今後の斗争を精力的に行うことを決定した。

一、大之浦より一名乃至二名上京させ、真相を把握せしめる。
一、中央主脳部の今回の措置は明らかに背信行為で、その責を徹底的に追及すると共に、十八日のストライキに対しては明確な線を出させる。
一、基本方針通り法案撤回のため斗う
一、中央に対して抗議電報を打つ
一、各支部は直ちに事態収拾につとめ、態勢確立のため代議員会及び常会等を開催して啓蒙宣伝を行う。

ニュース 10

『スト延期指令』に対し ″九共斗″ 態度を決める！

ただならぬ暗雲を各山元に漂よわせ、あまつさえ中央幹部の今回の不信行為が如何に下部組合員の憤懣やるせない怒りをかもし出しているかを直視する時、

今次中央の「スト延期指令」に対して、九共斗では斗争方針の急変による事態を重視し、早急なる之が対策を協議した。　出席単組は、大之浦労組（高口・横田・鈴木・竹下）　日炭高松、嘉穂杵島、大正　各労組であつた

會議は慎重審議の結果、爾後対策として今後の斗争をより強力に推進する為、左の事項を確認した。

一、今回の措置は吾々は勿論のこと、他産業労組に対しても明らかに背信行為であり、中央幹部の責任はまぬがれない。

二、中央幹部の責任追求は追求とし、吾々の基本方針はあくまでも「破壊活動防止法案」撤回である。この方針に従つて斗争を展開してゆくのが最も大きな急務であることを自覚し、炭労内部の紛糾を露呈する事によつて、それが引いては総評に与える影響が甚大であることを認識し、あく迄も問題は問題として後日に残し、民主的労組の大同団結の象徴である総評を分裂させないよう努力すると共に、あくまでも労斗の線で斗争を推進する。

三、中央に対して厳重抗議電報を打つ。

四、九共斗个下各単組より一名以上の代表者を十六日までに上京させ、中央幹部を釘付にして、十八日の才二波には、あく迄斗う態度を明確ならしめる。

五、各主要単組にも、要請文を打電して上京させ協力せしめる。

六、中央が二十三日臨時大会開催の意向をもつているが、これがどのような性格のものか判然としないので、二十三日の大会は一応延期することを要求する。

但し、上京者が中央の情勢を勘案して開く必要があるか否かについては一任する。

以上の様に、九共斗は強力に斗うべく爾後対策を決定した。

教宣部

1952.4.14

ニューズ

㊘指令第九号

スト延期の件

一、「破壊活動防止法案」の上程阻止のため、二十四時間全山一斉ストライキの圧力を背景として、中斗はあらゆる努力を重ねてきたが、政府は十一日閣議決定の後、官房長官談話をもってその態度を明かにし、労斗代表に伝達した。（別紙第一参照）

二、労斗はこの政府の態度について各単産ごとに討議を行い、全体会議をもって今後の方針を決定することにした。

三、中斗は政府が修正を行うと公約した三点について慎重に討議の結果左記のような方針を決定して労斗全体会議に臨んだ。（この方針を決定した経緯については別途示達する）

四、労斗としては「既定方針通り進み十二日はストライキ等各種実力行使を行うが、炭労、全鉱のストライキは十八日の第二波に延期する」（要旨）する旨を決定した。

五、これらの手続を経て中斗としては電報をもってスト延期の指令を発したが、ここにあらためて文書による指令をする。

記

１、四月十二日の二十四時間全山一斉ストライキは四月十八日に延期する。この日が公休日に当る場合の取扱、保安要員等については㊘指令第五号及同附属指示の通り。

２、ストライキ延期の指令の到着がおくれたために一部就業のおくれた支部に於ては公休若くは出勤取扱の交渉を行い、それが困難なところは、別紙の中斗委員長より各事業責任者宛申入書を提示して交渉を求めること。なおこのことについては地方斗争委員長にて十分の指導をなされ度い。

附記

この斗争に関し、来る二十五日別紙の通り臨時大会を招集する。

昭和二十七年四月十四日

日本炭鉱労働組合
中央斗争委員長　武藤武雄

各地方本部斗争委員長殿
各支部斗争委員長殿

教宣部

1952.4.15

（別紙一）　保利長官談（昭二七・四・一一）

正に独立を迎えんとし益々国情の安定を要請せられる事態にかんがみ、政府は我国の民主々義を擁護するため破壊活動防止法案を立案し国会に提出する方針である。右法案は極右極左の暴力主義的破壊活動を排除防止せんとするものであり言論、集会、結社の自由乃至労働者の正当な団結权、団体交渉权等を制限抑圧せんとする趣旨のものでないことは勿論であつて、むしろ却つてこれら国民の正当なる自由及权利の行使を保障せんとする目的に出たものに他ならないのであります。

従つて立案の過程においても苟くも国民の自由乃至权利を不当に抑圧することなきを期し特に労働組合の正当な活動に対しては何等の影響を及ばさざるよう細心の注意を払い、更に本日の閣議において次の諸点を法文上明かにして手続完了次第直に提出することに致したい。

労働大衆諸君は政府の真意をよく理解せられ苟くも一部の政治的野心を抱くものに乗ぜられることのなからんことを切に期待するものであるが　万一にもかゝる不当なる政治的ストライキが行われることがあれば民主政治の立前にもとることは固より遍い国民大衆及労働者自らの上に及ぼすこととなり、且民主的労働組合運動の将来のためにも憂慮に堪えない。よつてこゝに重ねて本法案の趣旨を明かにすると共に組合指導者諸君の自重を求め日本国の自主独立を迎えんとする時に当つて組合大衆の自重を衷心より切望する次第である。

一、この法律は労働組合の正当な行為を制限し又はこれに介入するように適用するようなことがあつてはならないことを明記する。尚この法律の規正の対象についても不必要な危惧の念を与えざるよう検討する。

二、この法律に基く行政処分の違法なるものに対する救済措置について考慮する。

三、この法律の公安審査委員会委員は労働組合その他各界の代表をもつて組織する。

（別紙　二）

さきに昭和二十七年三月三十一日附中斗指令第五号を発して破壊活動防止法制定並に労働法改悪反対のために四月十二日二十四時間ストライキを決行する旨の通告を支部執行機関の代表者をして貴方に行い、さらにこの斗争の責任の所在につき昭和二十七年四月五日附申入書を以て貴方宛に要求しておきましたが、情勢の変化によりこのストライキを十八日に延期致すことになりまして、四月十二日午前一時三十分中斗指令を電報にて発しましたことは御高承のところと存じます。

然しながら中斗指令発信の時刻がすでに四月十二日に入つて居りましたので貴事業所における就業が所定時刻よりおくれましたが　これは中斗の処理手続の遅延に基因するものでありまして支部機関の責ではありません。従いまして中央斗争委員長としてはこの場合の処理については支部機関の代表者にその権限を委任致しましたので交渉の上善処されるよう申入れます。また必要によつては中央斗争委員会が直接貴方と交渉する用意もありますので何時にても協議に応じます。

追而この文書は支部機関代表者をして中央斗争委員長の代理として処理させますので念のため申添えます。

昭和二十七年四月十二日

日本炭礦労働組合
中央斗争委員長　武藤武雄
代理　組合長名　㊞

ニュース　12

あく迄法案『撤回』で斗え

十八日の「スト」態勢を指示

四月十五日。福炭労拡大斗争委員会決

福炭労では四月十五日午前十時より　拡大斗争委員会を開催、十二日の「スト延期指令」に基いて種々論議が交わされた・

この日、中央斗争委員の石黒市務局次長がオルグとして派遣され出席、論点は「スト延期」の理由について集中された・

先ず　石黒中斗委のスト延期に至るまでの経過の説明を要約してみると・

「昨年の臨時大会の決定に基いて炭労としては総力を挙げて斗つて来た、殊に労斗の〃バックボーン〃（中堅）としての存在は大きな圧力となり、各他産業労組にも強力に働きかけて、十一日の当日までは実力行使をやる組合が八〇万、抗議大会等を開催して側面的に圧力をかける組合が、約二五〇万と推測されていた。この様に三五〇万にも及ぶ大衆を動員する今次斗争は、二・一ゼネスト以上の大規模なものであり、戦後最大の斗争として注目されてゐた。

しかし乍ら、十一日に至つて吉武労相が修正條項三号（四月十六日発行のおおのうら号外参照）の構想を労斗幹部に提示するや、局面は大きくカーブして来た。炭労に於いては労働大臣が示した構想は新らたなる事態として重大であると解した。しかし内容のめんで未だ不充分な点があり、條項を修正して来た事に対しては、一応尊重して十二日のストは延期せよ（検討された結果に基く判断はおおのうら号外を参照）の意見と、この修正條項は、十二日のストを延期させるための「小手先」のみの修正であつて何等その本質にふれてない。であくまで法案撤回の基本線で進んべしの意見に二分されたが、結局、一応十二日のストは延期して見送るという結論になつた・

しかし乍ら、十八日迄に法文が具体化しない場合、或は法文が具体化しても之が不満な場合は十八日のストを決行する・　を強調した・

だと云つて、三五〇万の組織労働者が大きく立ち上つた今次斗争に於て、炭労のみで結論を出すことは出来ないという意見により、この結論を以て労斗の会議に臨むことになり、十一日午后十時より開催された全体会議に炭労としての結論を諮つた・

全体会議は二の重大なる意見をめぐつて、果敢な論戦が繰り展げられたが、炭労を除く組合は政府の修正案は本質的な修正案ではない、基本方針通り斗う。しかし炭労においては今一度、中斗委員会で善処して貰いたいとの結論になり、直ちにもちかえつて中斗委員会は再度論議を交わしたが、前回と同様の線と何等変りなく、時刻は刻々と迫る・論議はあらゆる角度から審議されたが、結局、この段階に於ては延期せざるを得ない、政府が重大な修正をした以上は一応時期を見る必要がある。

この結論を労斗に報告、又全鉱も炭労に同調して、炭労、全鉱を除く他単組は基本線通り、スト決行ということになった」

以上の概要報告に対し、斗争委員或は傍聴者より、熱烈な質問、意見が続出し、中央幹部に対する憤激は轟然たるものであつた。

午後一時より、中斗報告に基いて、直ちに福炭労としての対策検討に入つた。会議は慎重論議の末、左記事項を確認し、中央に要請することを決定した・

（ウラヘツヾク）

教宣部

1952.4.16

一、权利を守る斗争の基本方針によって、抗議ストを決行するものであるから、実力行使は法案撤回を目標とする事は当然であり正しい。

二、内外の情勢判断並びに、十二日のストの延期は遺憾とせねばならないが、この点については、来るべき大会に於て糾明する。

三、前一項の内部態勢の確立については、地方斗争委員会は十八日の斗争に備えて万全を期する。併せて代表を中央に派遣し、強力な斗争の推進を要請する。

福炭労代表者会議
扩大斗争委員会決定を再確認

四月十六日午前十時より飯塚商工会議所で開催された福炭労代表者は、福炭労各支部代表及び山口地方支部代表一三〇余名出席

ニュース12号の扩大斗争委員会の内容と同様な激烈な討議がなされたが、扩大斗争委員会の決定を再確認して強力な斗争を推進することを決定した。

尚、石黒中斗は午前十一時迄会議に出席、直ちに帰京した。

1952.4.16

配転交渉経過　　35.4.16

先般より、本部交渉を含て四日以降山元に於ける配転交渉を行つて来たが、退職後の労働強化排除と保安確保のための欠員に直接夫の補充を行うという立場にたつて十一日下記の如く確認した。

先ず組合より八点に亘り問題点を投げかけ、会社回答を得た。

1、組合　希望退職後の直接夫の切羽別、交代制に持場の不均衡が倍加されたが、その是正についてどう考えるか、また持場査定は可及的速かに行いたい（五月一日以降実施を目安として）

　会社　不均衡は是正せねばならぬ、たゞ大巾にやる場合は時間がかゝるので余りこだわらない。

2、組合　前採割練生の配属について

　会社　原則として採炭夫に配属したいが話し合つて決める

3、組合　掘進の職種編成について

　会社　所要区元のときの比率と同じ

4、組合　坑道集約に伴う日役夫増大の無いようにされたい

　会社　日役夫の減少は諸設備改良の面から当然で有る、更に努力する

5、組合　坑道集約構成の計画

　会社　既存するは旧南五坑本線、西上部左六片、東連卸第、東卸、南上部左一片、北卸左二片

6、組合　採炭計画について

　会社　新規には行わない

7、組合　坑内による鉄バラシの保安上の措置について

　会社　大体、山頭、七卸、下三尺というアが大で有る、当局、ガスが発見を要するが、立坑相槌、払跡の補充坑、旧坑道の充填、崩落の推進等カイカンなきを期したい

8、組合　坑外、要員、交替要員は従来通り、但し採炭保安要員は一切持一方の原則

　会社　了解する

採炭編成

切羽名	現在	特別作業	計画	配転	備考
東	56		0	0	
北右三片	47		65	3	十八日より東から15人入る
〃左二片	56		100	3	来月より東から41名入る
南左一片	45	−2	48	5	
〃右一片	44		50	6	
〃右三片	38		42	4	
〃左五片	40	+2	50	8	
西下五尺	49	+3	57	5	
〃七卸	54	−3	57	6	
南上右一	63		73	10	
〃若	40		47	7	
〃深	41		43	2	
計	573		632	59	

掘進編成　出炭1,000トン当りの掘進米と実働人員を勘案の上決定した。

卸名	千t当り所要量(米)	所要米/月	能率 m/日	所要実動人員	在籍	4/5在籍	過不足
東北	31.5m	454m	0.238m	74人	99	112	−13
南卸	29.1	472	〃	77	105	103	+2
西下部	28.5	325	〃	53	70	52	+18
西上部	27.8	484	〃	79	106	91	+15
計	28.9	1,735	〃	283	380	358	+32

仕繰編成

東北卸　二月までの払跡に集約のため充填整備作業7名、移転夫4名、補強作業9名、運卸払跡バラシにより充填整備方3名、補強作業12名で計30名減

南　卸　六月より北一片払跡による一個所減で10名、坑道関連採掘の集約により更に休化に伴う払跡関係の廃棄により10名の計20名減

　　　　34年以降の集約と東連卸、旧南五坑の撤収、北本線坑道開鑿によること等で12名減

北　部　南卸の二月一杯減、東北卸集約で23名減

西　部　東北集約で4名、旧北本線廃棄と東連卸集約で3名、南卸集約で3名、西卸集約で3名減、上記減は二月末在籍に比較してのことです。

部　名	3月末在籍	4/5在籍	新在籍	内斜坑	過不足
東北部	133人	123人	102人	19人	+21
南　部	264人	241	244	70	－3
西下部	98	87	98	14	－11
西上部	103	96	102	16	－6
新　線	96	95	84		+11
花　塚	129	118	106		+12
保　安	95	81	81		0
計	918	841	817		+24

補歩の求め方　新規就職者について

内外間より直接夫れ　0.80人

直　接　夫　間　0.85人以上

[illegible]　線　生　0.85人

新補歩は経営者、組合、代表らと協議して其の都度決定する。

ニューズ　13

福炭労より電話連絡　十七日午前八時四〇分↓大之浦受け

中斗指令第十号

スト突入の件

四月十七日付炭労指令第九号によつて十二日のストを延期して以来、政府の出方を凝視していたが、政府は（別紙第一）の如く閣議で決定した。
中斗としては政府声明が、公約を果したものでなく、「破壊活動防止法」は依然として、労仂組合を抑圧するものであり、よつて中斗指令第十号を発する。

中斗指令第十号

一、十八日一番方より、全山（各二十四時間ストに入れ。
二、スト当日の公休の取扱及び保安要員の件は、従来の通り実施せよ。
三、会社に対する申入書は、「炭労闘斗委指令第七号」の中斗委員長の意志に副い、各組合代表が申入れを行うよう。
四、日本共産党、官憲、会社の挑発には絶対に戒心して乗ぜられないようにせよ。
五、第二波以降の規模は更に強化する予定であり、充分なる態勢を強化せよ。

中央情報

四月十七日　九共斗代表団（東京）――↓日鉄二瀬↓大之浦

本日（十六日）午前十時三十分、九共斗代表六名は、炭労本部に行き武藤委員長と会談して、今次斗争の事情を聴取した。
ついで午後二時四十分、総評本部に行き、大場総務部長等と会談、今次斗争の事情を聴取した。
午後四時三十分、再度炭労本部に行き、武藤委員長と会見、約二時間に亘り、「スト延期」の理由についてなじり、十八日のスト決行を強力に申入れた。
午後八時炭労本部に於いて、各地方上京代表者及び在京傘下単組代表者会議をもつた。
「福炭労　十九名、北海道　十三名、在京三菱系　二名、同労組　二名、井華　一名、
大平洋　一名、北炭　一名」
以上三十九名であつた。
代表者会議の決議は
１、斗争事情は法案修正では絶対反対であり、あくまで法案の撤回をもつて解決すること。
２、十八日のストは完全に突入せしめること。
３、以上の二点を中斗に強力に申入れて、その完遂を期す。
４、中斗は午後六時三十分開会され、十八日一番方より二十四時間ストを決議、直ちに指令を発した。
「正式の指令は福炭労に問合せること」
十八日のストについては、中斗は前回の十二日斗争を批判し、各山元代表者の意見を聴取して断平斗うことを確認している。
即ち三点の政府修正案は全く問題にならずということで一致した。
労仂組合が直接、間接に弾圧されるような法案であれば、あくまでも斗争の決意を中斗は公式に表明した。
十八日及び十八日以降のストについては、返々としても中央を十分監視し、万遺憾なきを期すつもりである。

電報指令　「十八日二十四時間ストに入れ」炭労

十七日午前九時二十分受け　炭労↓大之浦

教宣部

1952.4.17

ニューズ 14

破防法修正案について

四月十五日政府が行った破防法修正は……

中斗の批判

中斗は五月十五日政府が行った破防法の修正について学者、弁護士等の意見を参考として聴いた上で慎重に検討した結果、十号指令によって二十四時間ストを指令し、整々としてストは敢行せられた。中斗の批判は左の如し。

記

一、政府が公約した第一点の「労働組合の正当な行為について制限し、又はこれに介入するようなことがあってはならない」はどうなったか。

(1) 右の趣旨は、破防法第二条第二項にて新に成文化したが、その条文を裏付けるべき第三条（実体規定）は何等の修正を行われていない。

(2) 従って単なる宣言規定ともみられ、「濫用したか否か」は裁判の結果にまたねばならないことであり、しかもその裁判については別項のように救済をなし得ないものであるから「正当な組合活動」をこの法律の適用から免れることを保護しているものではない。

二、行政処分の違法なるものに対する救済措置について考慮する……はどうなったか。

(1) 第二十四条の新たな項を設けて「百日以内にその裁判をするように努めなければならない」と明文化したが、

(2) 裁判の遅延を防ぐ強行規定とはなっておらず、且又、行政訴訟特例法による裁判の判決に対する内閣総理大臣の異議申立を依然として認めており、職権濫用の道を用意しているものであり、

(3) 不当な行政処分に対して正当な組合活動を保護しているものではない。

三、「公安審査委員会に労働代表を加える」ことはどうなったか。

(1) 法文には明確にしないが、運用でもってその趣旨を生かす……と発表しているが、

(2) 法文に明記されていないものは、時の政府の考え方によってどうにでもなるものであり、重大な権限をもつ公安審査委員会の民主的構成を保証したものではない。

四、その他若干の修正が行われているが、「労働組合の活動を制約する法律」たる本質は変更されていない。

五、殊に修正点の条文化に至る経過に於て法務総裁対労働大臣の対立があったが、この修正は検察当局の立場が貫かれており、公約を実現したものではない。

六、結論として従来の例に徴すれば、一度閣議決定をみたものが、労働組合反対のために修正されたことは異例の措置であるが、修正された法案そのものは以上のべたように依然として労働組合の活動を制約し、組合に介入する法律であると判定した。

カーニバルコンクールはとりやめ

メーデー第二回実行委員会

四月十八日組合本部でメーデー第二回実行委員会を開き、メーデー行事について検討した結果、カーニバルコンクールはとりやめ、各支部別に前夜祭を開くこと、その費用として各支部一率に七〇〇〇円支給、各支部の自主性に任せることになった。プラカードコンクールの準備費用は各支部一律五〇〇〇円と決定した。

教宣部

1952.4.21

東京・高口組合長―大之浦政策部宛　四月十九日午後十時二十分電話

『破防法』国会共斗に重点

さらに斗争を強化!!

一、総評斗争委員会及び労斗は、十八日のスト第二波より更に大規模な斗争が行われるよう強化する。
二、国会共斗に重点をおき、「破防法」撤回に努力する。
三、この斗争及び国会共斗を行いながら、政府与党の出方を見る。
四、よろんを喚起して、政府の態度に集中するため、下部に於て宣伝を強化する。
五、今後の実力行使では官憲及び経営者による弾圧が予想されるので、応援保護団の強化を図り之に即応し得る態勢を確立する。
六、万一にも政府及び経営者が、この斗争を理由として、首キリ、その他の弾圧を企てた場合、実力行使は強力に行う。

炭労第4回臨時大会開催に同意

四月二十三、四日　東京教育会館

今次「破防法」撤回要求斗争も、第一、二波と実力行使を行つて全国労働者は挙つて立ち上り、十八日の第二波は相当政府に圧力を加えたが、炭労の第一波を回避した中斗の背信行為が各山元で論議され、現在の斗争過程で開催の必要があるかどうかについては、去る十四日上京中の代表団に一任していたが、高口組合長の電話連絡によると九州と北海道の代表三十名が協議した結果、今次斗争を対外的にも明確にしておく必要があるので大会を開くことに同意した。
打合せがあるので二十二日朝までに割当代議員は全員上京されたい。

炭労代議員を選出　高口組合長　他五名決定

二十一日朝、上京

高口組合長よりの電話情報により二十日午前十時より本部に於て緊急斗争委員会を開き、炭労臨時大会の代議員選出を行つた結果、

組合長　高口　等
三坑支部長　井上塔郎
五坑支部長　寺戸正一
西五坑支部長　長浜　源
教宣部長　竹下凌治
六坑（給与）　宝富覚治

の六名決定・二十二日東京に到着するよう二十一日朝出発した。

ニューズ 15

福炭労～大之浦竹下

二十五日午後八時二十分

中央幹部の不信認成立!!

下部組合員の不満反映

今次「破防法」斗争をめぐつて、二十二日より開かれた炭労臨時大会は、その主議題たる〃十二日のスト延期〃に対して相当猛烈な批判がなされ激論が斗わされた模様であるが、二十四日午後八時二十分入った情報によると、

一、「今回中央執行部のとつた行動を認めるか、認めないか」について無記名投票で採決をとつた結果

執行部の行動を認める　九三票
〃　認めない　一四六票
無効　一票

によつて執行部のとつた行動は認めないことが決められた。

二、三九労、九共斗、北海道の代議員より執行部不信認案の動議が提出され、これも無記名投票の結果

信認する　九三票
〃　しない　一四一票
無効　一票

をもつて不信認が決定した。

三、明日（二十六日）は第二段階に入つている「破防法」の斗争方針及び新役員を選出して大会終了の予定である。

四、選出された新役員の任期とか、臨時総会を定期総会に切りかえて会議を続行するとかいう問題については明二十六日審議する。

万一この臨時総会を定期総会に切りかえた場合は、二十七日行動行針等を審議されるので、会期は更に延長されることゝなろう

東京・竹下教宣部長からの電報

二十六日午前十一時三十六分受信　大之浦田元

十二日スト回避について二日に亘りげきろん、一四六対九で否決、続いて三〇支部より不信認動議が出され、採決に入り、一四一対九三で不信認を可決（竹下）

尚新役員選出をめぐり、相当はらんが予想せられるし、従つて会期は延長され上京代議員の帰山は遅れるものと予想せられる。

九州鉱業連盟に厳重抗議文手交

九州石炭鉱業連盟では四月廿二日福岡の同連盟事務所で理事会を開き、十八日の労斗ストに炭労が参加した問題を協議した結果、炭労のストは政治的のものであるとの立場から強く組合側の責任を追及することゝし、具体的な責任追及方法について、同日小山田所長が上京、日本石炭鉱盟と協議する模様である。

これに対し、二十三日福労斗会議は次のような抗議文を石炭鉱業連盟に手交した。

～うらにつゞく～

教宣部

1952.4.26

抗議文

去る四月十二日・十八日決行した労斗ストに対し、政府及日経連を中心とする資本家は「違法スト」であると宣伝しているが、今次労斗ストは憲法に保障された基本的権利を守る合法ストライキである。貴連盟の態度は労働者に対し一方的な基本権利をじゅうりんしようとするものであり、われわれは抗議する。

尚、若し貴連盟が組合側の責任追及方針を強行し、解雇その他の処分を行うような場合は、われわれ福労斗傘下四十万組織労働者は、全国労斗五百万労働者と共に、断乎実力をもって斗うことを併せて通告する。

以上

このような経営者陣営のカクサクは、単なる責任追及や損害賠償にあるのではなく、問題は今後の斗争態勢の切り崩しをはかり、一般組合員の動揺を狙い、これによって戦斗的な指導者や組合員のクビキリを策していることである。

従ってこれらのカクサクをフンサイするには、吾々はあくまで今次斗争最初の基本線である正当且つ合法性の確信をもたねばならぬ。

日経連、労斗スト責任追及

日経連の態度

一、日経連では今次労斗ストに対し責任追及の具体策をたてるため、二十二日東京丸ノ内工業クラブに業種別・地域別団体の幹事によるスト処理委員会を設け、企業・業種別ストの実情報告をまとめた。

二、同日報告されたスト状況によれば、炭労・全鉱・全自動車・国際電気・西日本重工が純然たるストで、通信関係労組・富士製鉄・日本製鋼・電産が経済要求とからみ合った政治ストであると判定された。

三、これに対し具体的処置を協議、政治ストと見做すものには、労組側に対し、その責任を追及する方針を明らかにした。

署名運動を展開

よろんの喚起に十一号指令

16

一、現任国会に於いては破防法案は法務委員会にもち込まれて、活潑なる質問戦が展開されている。

二、去る四月十九日の労斗実行委員会の決定に基き、炭労では二十日、二十一日の二日間に亘り、中央斗争委員会を開き㊙指令第十一号を発している。

三、この指令に基き大之浦支部も早急に署名運動を展開し、国会に圧力を加えること、なつた。

指令第十一号

地区共斗強化並に署名運動に関する件

一、労斗は十八日第二波の実力行使を行つた後、今後の斗争方針を検討したが、十九日労斗実行委員会は、今後の斗争方針を決定した。

二、炭労としては二十一日中斗委員会に於て検討した結果、次の様な方針を決定した。

(イ) 指標は中斗指令第九号（破防法制定反対、ゼネ禁立法反対、労仂法改悪法反対）を変更しない。従つて、破防法と労仂立法をからみ合せるとか、分離するとかは、現一時的には変更しない。

(ロ) 当面の労斗の斗争方針に沿つて斗争を強化してゆく。

(ハ) 労斗の斗争は第二段階に入つたものと判断しなければならない。その第二段階に於けるストライキ決行は、労斗方針スケヂユール、国会内の動き等とにらみ合せて決行する。（四月十七日夜の中斗で決定した法案が労仂組合の活動を抑圧し、又は介入する様な場合はストライキをかけると云う前提には変化はない）

三、従つて直に次の事を実施するよう指令する。

1. しばらく地区共斗の強化を指令してきたが、より一層強化に努力すること
2. 破防法制定反対、ゼネ禁立法反対、労仂法改悪反対を指標とした署名運動を地区共斗を以て民主団体（政党を除く）とていけいして展開し、署名獲得目標は組合員一人に付き四名を目標として展開すること。
3. 署名簿は五月十日までにとりまとめ、直ちに中央本部に送付すること。
4. この署名の目的は（十二日、十八日の実力行使により一段と前進したよろんの圧力を国会審議の過程でより有効に発揮するためのものであるので）国会審議の見透しとの関連もあり、五月十日は厳守すること

以上

労斗の「今後の斗争方針」。。

十九日の実行委員会の結論

労斗では十九日午前十時半から実行委員会を開き、十八日の第二波スト後の斗争方針を討議したが「破防法」に対しては、国会共斗に重点をおき「労仂法規改悪」に対してはストライキを以つて斗うときめた。

更に態勢を強化して、国会に重点をおいて斗争は第二段階に入つている。

――ニユース第一四号参照のこと

教宣部

1952.4.29

東京野田——福岡木村　電話情報

中央役員の顔ブレ決る

委員長に道炭委員長田中章氏

二十二日から開催した炭労臨時大会は二十七日に終了したが、十二回のスト延期にからんで現執行部の不信認のあと、改選の結果左の如く新役員を決定した。

執行委員長	田中章	一三七	三井砂川（北海道）
副〃	原茂	一四〇	北炭平和（北海道）
〃〃	納屋義高	一三九	三菱新入（福岡）
書記長	藤原光圀	一五三	日鉄二瀬（福岡）
〃次長	久保田武巳	一六〇	三井三池（福岡）
総務部長	村上一美	一四二	伊王島（長崎）
教宣部長	一瀬斎	一四七	三菱高島（長崎）
企画部長	大脇博	一三九	日炭高松（福岡）
〃	稲田佑義	一四〇	三菱飯塚（福岡）
指導部長	石黒清	一二九	三井砂川（北海道）
〃	十二村吉辰	一三九	奈井江（北海道）
〃	狩野宅巳	一四二	茅沼（北海道中小）
〃	中野光雄	一二七	杵島（佐賀）
〃	平山勝美	一三〇	明治豊国（福岡）

電話情報　二十七日午後二時十五分
東京野田——福炭労木村

今次臨時大会で決定した當面の斗爭方針

当面の斗争方針は去る十九日労斗実行委員会の決定（ニユース一四号参照）の上に立つて次の通り決定する。

1、斗争指標は中斗指令第五号をかくたんし、当面破防法撤回に重点をおく。

2、職群、労斗を強化しつゝ、統一斗争を推進し、その先頭に立つて斗う。

3、実力行使は国会内外の情勢の推移により、決行するが、その時期方法は中央斗争委員会に一任する。

4、中央斗争委員会を拡大強化する。各地方本部執行部から一名宛入る。

5、政府、経営者の首切、損害賠償、その他の弾圧に対しては実力行使をもつて斗うことをかくにんし、この場合各支部は中斗指令に基き統一して斗う

尚、三井築地参の問題が再燃し、調査委員会を設ける。

この三井云々の問題は公式情報を受けておらず、大之浦の代議員帰山をまつて御報告する。

ニューズ 17

春季攻勢の集約化

〃五〇〇〇の大衆共々に斗う決意を誓う〃

宮田地區合同第23回メーデー決起大会

今や世界は「戦争かバターか」の暗雲に蔽われている。この時に当り我が国では講和発効後初の第二十三回メーデーを迎える事は、あらゆる意味に於て歴史的なものであり、反動攻勢に抗して斗いの「のろし」をあげる出発点でもある。

宮田地区合同第二十三回メーデー決起大会は、この様な情勢の中で、五月一日午前十一時より本社前広場に於て、五〇〇〇名の大衆が参集して開催された。

五月晴の空には組合旗がひらひらと翻り、五色のテイプはメーデーを祝福するが如く大衆に握手をもとめていた。

大会は鈴木書記長の司会にはじまり、竹下教宣部長の音頭で労働歌を声高らかに合唱した。

議長団には、高口組合長（大之浦労組） 副島組合長（燃料労組） 安永支部長（福教組織準備部）の三氏を選出

高口議長の挨拶、横田実行委員長の経過報告の後 直ちにスローガンの採択に入った。

一、再軍備反対、平和憲法を守れ
一、首切り・不当労働行為と斗え
一、講和発効に伴う 完全独立を斗いとれ
一、組合御用化の愛労運動の排撃
一、破防法制定絶対反対
一、労働戦線の統一と結集を斗いとれ
一、言論・集会・出版・結社の自由を守れ
一、米・麦統制撤廃絶対反対
一、労働法規改悪反対・団結権・スト権を死守せよ
一、国会即時解散 吉田内閣打倒

以上一〇項目を拍手を以て採択。引続き各友誼団体、各政党より「戦争反対・破防法撤回・自由を斗いとれ」の力強いメッセージが贈られた。次いで各支部代表の意見発表に入り家原氏（本社）は 十円以下賃金斗争の重要性を叫び 武田氏（三坑）は 屈辱的講和に徹底的なメスを加え 松岡氏（五坑）は 戦争反対 人民の自由を強調し 西村氏（六坑） 野田氏（二坑） 中森氏（西五坑）は 切々と胸を衝く声の中に掲げこむ「破防法」制定 労働法規改悪、ゼネ禁法制定反対の声を、五〇〇〇の大衆にぶちまくれば、大衆は天も裂けよと拍手をおくる。

最後に竹下教宣部長より「決議文」の朗読があり、反動政策に対して怒りと憤激を大衆の心に呼びかければ 怒濤と拍手のうちに採択さる。高口議長の音頭で万才を高唱し労働歌を合唱して第一部を終了 第二部に入った

二部は 中野審査委員長の プラカードコンクール及機関紙懸賞募集作品の結果発表後、宝くじ抽せんを行い午後二時解散した。

近来にない大衆動員のもと、老いも若きも共に手をたずさえて 戦争反対を叫び、自由を求め、完全独立を希求する歴史的第二十三回メーデーは、あらゆる反動支配階級、資本家陣営と斗うため、限りなき前進を続ける事を誓いつゝ、有終の美を飾った。

五月の公休日

一日 四日 十一日 十八日 二十五日（三坑 本院以外） 三坑 本院は
一日 六日 十三日 十八日 二十五日（家族運動会のため尚 六日売店バス営業

教宣部

1951.5.3

決議文

万国の労働者団結せよ！永久不変の旗のもと、こゝに厂史的な第二十三回メーデーを迎えるに当り我等は新たなる勇気と決意をもつて、組織の団結と強化をはかり反動政府及び資本家陣営のどんらん飽くなき攻撃に対し、果敢なる斗争を展開せんとするものである。

昨年九月の桑港講和条約及び安全保障条約締結により日本の様相は一変し、行政協定は日本の完全独立を許さず、あまつさえ半植民地的屈辱に甘んじ、恰も安政条約の再現といわざるを得ない状態に追い込められたのである。

我々は終戦後より今日まで自由、平和、独立を指標として労働者の基本的人権、基本的権利を守り民主々義確立のため時の権力と敢然と斗い続けてきた。しかし乍ら反動政府は我々の希求する道を辿らず、むしろ戦前への逆行をあえて敢行し、我々を低賃金と高能率によるドレイ的地位え追いやろうとしているのである。

あまつさえ我々が最も恐れ、最もいみきらう再軍備政策を断行し、平和憲法を蹂躙して我々を亦も戦争へのコースへたたきこもうとしている。我々は人類を悲劇と悲惨と絶望の中に投ずる厂史は二度とくり返したくない。

我々の願望は常に平和を求め、己の幸福に心からひたることである。しかるに時代の変遷は之を許さず、めまぐるしく回転する世相は東は朝鮮の動乱、仏印の戦乱、西はイラン、エヂプトの民族斗争と正に世界大戦誘発の危機を孕んでいるのである。

我々は常に戦争反対を叫び、戦乱の渦中に巻きこまれぬためあらゆる努力を続けてきた。我々がもしも責務を許し、世界がまたも戦乱のるつぼと化したならば幾万の尊き人命は、再び地球上から永久に消えてゆくであらう。これこそ我々にとつて最大の悲劇であり、働くものの生活を破壊し、貧困のどん底にたゝき込むことは必然的といわざるを得ない。

我々は如何なる事態が発生しようとも戦争反対を叫び、平和への道へ限りない前進を続けなければならぬ。しかし乍ら反動政府、資本家陣営は我々の心からの絶叫をふみにじり、むしろ我々に対して挑戦的行動に出て、我々の自由を奪い去らうとしている。

破防法こそ政府の野望を露骨にあらわし、我々の自由をハク奪し、再度戦争えかりたてる前提なりと断ぜざるを得ない。

今や国会に於て壮烈な論戦が展開され、全国の組織労働者は勿論のこと、あらゆる革新陣営、知識階級は、暗黒政治のきざしなりと全精力をこの一点に集中して政府の野望に対し、一大反撃をくわえているのである。

破壊活動防止法案こそ、真に我々を戦争に導き、言論、結社、集会、出版の自由を抑圧し我々の権利をハク奪するものであり、これこそ支配階級の跳梁を容易ならしめ、在はまさにピストルとコン棒を以て大弾圧をあえて許す要因ともなろう。

我々は全てを投げうつてこれが法案撤回のため死力を尽しているのである。また労働法規改悪、ゼネスト禁止法とやつぎ早に労働者圧迫の構想をほしいまゝにしている悪らつな政府の手段こそ封建政治へのコースであり、金融資本家とファッシストの陰謀を露呈したものである。

我々はかかる現状を正視するに及んで民主々義擁護のため大なる決意と斗争への団結をかためることこそ平和と自由を求める我々が全世界にこたえる唯一の大道であることを確信すべきである。

ここに光栄ある労働者の祭典、第二十三回メーデーを契機として左記目標に向って断乎たる斗争を展開し、暴力を以て反動政府の陰謀とこれに便乗する資本攻勢を粉砕せんとするものである。

一、再軍備反対、平和憲法を守れ
一、講和発効に伴う完全独立を斗いとれ
一、破壊活動防止法案即時撤回
一、労働法規改悪、ゼネスト禁止法制定反対
一、首切り、低賃金、高能率反対
一、米、麦統制撤廃絶対反対
一、吉田内閣即時退陣

右決議す。

一九五二年五月一日

名田地区合同メーデー決起大会
議長　高口　等

ニュース18

政府の誘発が原因！

メーデー事件で萎縮するな

一、政府与党は五月一日の東京メーデーに不幸な騒じよう事件に当を得たりと、さかんにデマやヘ理屈をならべて"破防法"と結びつけて世論の逆転を狙い、一挙にしてこのチャンスに「無修正」でこれを押し通そうとしている。

二、即ちこのため法案を政府原案のまゝ、成立させることについて、自由党の了解を得て、その線に沿って審議する一方、審議の難関である参議院に対しても工作を開始しておる。

三、五月二日の公聴会の席上、木村法務総裁はメーデー事件を報告して「この種事件に対処するには"破防法"の成立がぜひ必要である」とのべ、更に公述人の反対意見に対し「この法案がなければ一日のような事件をどうするのか」と云った調子である。

『事件と労斗を混同するな』

一、しかし乍ら今次のメーデー事件が当面の労斗にとって、極めて不幸な影響を起したことについては、卒直に認めなければならない。

二、そして又労斗としても、この事件は事の如何にかゝわらず、一部分子に依って事前に計画された行為である点については、冷静にこれを批判し遺憾事としているのである。

三、しかしながら問題は、当面の"破防法"との結びつきについては、政府の考え方とは根本的に見解を異にするものである。

つまり今次のメーデーの騒じよう事件は、労組とは別個の一部の過激分子が計画的に行ったものであり、然もこれに対しては政府自ら騒じよう罪を適用しておる事実からしてもこれが"破防法"の制定理由には何等関係ないものである。

四、吾々は組織労働者として、暴力的破壊行為を是認するものではないが、今回の事件が直接には「皇居前広場使用禁止の違憲行政措置」が最大の原因であり、この状態が今次のごとき騒じよう事件を容易ならしめる誘発状態を造り出している、これは明らかに政府の違憲行政措置に起因した重大な失政に依るものである。

五、尚、今次事件は例え一部分子の扇動にあったとしても、その大きな動因となったものは、吉田政府の反動政策に対する憎悪からであり、従って唯現れた事実のみを指摘して、その原因を究めようとせず、更に反動化する政府の行き方に対しては、更にこの種の事件の誘発を惹起するものである。

六、ともあれ、われわれは今次事件に対しては、冷静にその行為と動因とを別な観点からこれを批判し"破防法"反対斗争に対しては、その斗志を新にして、強力に推進しなければならない

七、この様な情勢の中から、労斗としてはあくまで撤回を目標とし、今月末にかけて"第三波"を準備中である。

労斗第三波を打岀す．あく迄撤回を叫べ

1952.5.9

教宣部

極左・極右を排撃!!

＝メーデー騒擾事件＝総評の態度表明

共産党系分子の人民広場流血事件につき総評常任幹事会は二日左の声明を発した。

声明書

(一) 第二十三回メーデーは、平和と民主々義を守る国民的行事として全国労仂都市において未曽有の大衆動員をえて、日本民主化の主柱がいよいよ強大となつたことを示した。

(二) しかるに中央メーデー行事解散ののち日本共産党分子がおこなつた集団的暴力行は遂に流血の惨事をまきおこした。このことについては総評労闘が何等関知するところではないが、民主的労仂組合の責任において甚だいかんにたえない。

(三) 今次事件は民主的労仂組合が営々としてつみあげてきた民主々義をいっきょ後退させ、反動ファッショ勢力を誘発するに至る危険があり、明かに階級的裏切り行為と断ぜざるをえない。われわれは極左、極右のいずれをとわず　かゝる一切の暴力行為にたいし厳正な批判をくわえ、断乎排撃するものである。

(四) わが総評は今日まで反動資本と共産党支配とに抗争する民主的統一戦線を強化拡大し、破防法案、労仂法改悪などにあらわれた吉田政府の逆コースに対して整々たる三〇〇万の労闘ストをもつてたゝかつたが、その間共産党勢力のシュン動を許さずいよいよ全国民の信頼をかちえてきたところである。

(五) しかして吉田政府は必ずや破防法の必須を訴えるであろうか、すでに本事件はソウジョウ罪をもつて対処しているのであつて、みずから破防法の不要を証明しているではないか。

(六) いまや今次事件を口実として破防法案、労仂法改悪等をもつて、基本的人権をじゅうりんし、総評の打出す労仂運動を弾圧しようとするならば、いよ〱内外与論に訴え、さらに頑強な実力行使をもつて、これらを阻止するところまでたゝかい、吉田政府の反動政策をあくまで追及し対決するであろう。

一九五二年五月二日

日本労仂組合総評議会

支部

ニユーズ 19

東京炭労〜福炭労〜大之浦　九日午後〇時五〇分受け

労斗指令第十二号

実力行使に関する準備指令

炭労中央執行委員長　田中章

五月八日炭労中斗は臨時幹事会の決定により当面の斗争方針を破防法撤回、労働三法改悪反対斗争の決戦段階に立至つた認識の上に立つて第三波（第二波）実力行使態勢準備確立の為め実力行使準備指令を行う事に決定した。

依つて左記の如く指令するので各地方本部、支部は其の指令に基き態勢確立に遺憾なきを期せられたし

記

一、よろんを喚起し民主団体の協力要請並びに地方政治勢力との連繋を行う
二、決戦態勢強化の為め総決起大会を開催せよ
三、大衆の啓蒙宣伝を行へ
四、実力行使の時期等については追つて指令する。
五、イ、前項一乃至三までは五月十二日より五月二十日までの間に行え
ロ、前項一乃至三については具体的な運動を地方本部の企画に基いて実施せよ
ハ、前項については職場・給食時間外等あらゆる機会を促えて実施せよ

以上

東京木村〜福炭労立石　電話情報

五月廿八日より炭労定期大会

一、五月六日第一回中斗委員会を開催したが、何も結論は出なかつた。五月七日に臨時幹事会に出席し、その上で態度を決定する。
一、定期定期大会を五月二十八日より六日間開催する。
一、議案については五月十五日に具体的なものを流す。五月十四日地方代表者会議を開催するが、審議については十月以降賃金・夏季手当問題についてである。
一、五月十日に中央調査部長会議開催の予定。

中斗委に各地方から一名

福岡地方本部から木村調査部長

炭労第四回臨時大会の決定に基き、中央斗争委員会の拡大強化のため各地方本部から一名宛中斗委に入れることになつたので、福炭労より木村調査部長が上京参加している。

教宣部

1952.5.10

ニュース 20

反動政策尖鋭化せん!!

海外にも大衝撃のメーデー事件

未曾有の大事件といわれるメーデー事件は、六日現在　二四〇名をこえる逮捕者を出している。

事件直後、政府は騒じよう罪を適用して、内外世論に逆えるという態度をとっているため、続々と検挙をおこなっている。五日には中外製薬労組から十一名が逮捕され、飯田橋駅頭では一現場そっくり逮捕された。今後もこれを機に政府の圧迫は激化の一途をたどるものと予想されている。

一日の事件前に警視庁は既にこの事件を予想していたもようで、田中警視総監自身「準備していなかったという訳ではなく、広場内で解散させるつもりであった」と語っているし、又「全部の私服警察を動員しデモ隊にモグリこました」　尚「前日十六発まで発砲の許可があった」等々のうわさと共に当局側の計画的な準備を裏ずけるものとして注目されている。

今回の事件が一部共産系分子の手によるものという当局側の発表にもかゝわらず、二万をこえる大衆が四千名以上の警察隊と正面衝突をおこない銃殺されたものまで出している点は、事実の問題として大きな大衆的怒りのバクハツであったことは否定できず、この点、外国通信は率直にこの事件があたえた海外の状況を次のように伝えている点は注目されよう。

（ニューヨーク一日米共同電）「この事件の根源は日本国民全部が日本に駐在する米人を非難していると云う印象をあたえつゝある。又吉田内閣への失望感もでてきている」

「ダレス氏は日本人の米国に対する親愛感に確信をもっているようだが、　彼がこの事件を目当したらその確信は少からず揺いだことであろう。この事件は単なる共産主義者の事件として片ずけることはできない。」（マニラ・タイムズ）

「今度の乱斗事件はおこるべくして起ったとしてアメリカ政策を鋭く批判している。すなわちアメリカと日本の政府が国民の意志を無視して、講和条約ならび安保条約をおしつけたことに対する国民の反パツによるものである。」（社会タイムズ）

インドの論調

事実今回の事件があたえた海外への影響は大きなものがあったもようで、殊に米国にあたえた衝撃は下手な宣伝をあやつる親米紳士達だけの日本をみていただけに、安保条約、桑港講和条約に反対していた日本の労働者・知識層の声がこの事件によって直接バクハツしたものとして、大きいものがあったといえよう。

尚今回の事件が国内にあたえた影響として次の二点が重視されている。

（一）警察隊がデモ隊に対して、発砲、催涙弾使用をおこない、死者二名、七〇〇名近い負傷者を出した以上、今後の大衆運動が尖鋭化せざるをえなくなる、殊に日本人警察が日本人労働者を殺害した点は今後の運動にあたえる影響は大きい。

（二）政府側の反動政策がこれを機に矢つぎばやにおこなわれようとしている。破壊活動防止法案の修正取止めを表明し（二日の閣議で決定したといわれる。）　又労働法の改悪をも強行することを決意したもようで、更に直接警備力の充当を名目に首都警察強化、警察予備隊出動に関する手続の簡素化等が具体化しようとしている。

同時に社会民主々義系労働運動を左翼系労働運動から切りはなす画策も強化され、破防法反対を中心に結集されるキザシをみせていた野党戦線の強化に大きな妨害をあたえる條件をつくつている。

（以上政経情報による）。

教宣部

1952.5.11

ニュース 21

声明書

第二十三回メーデーは、平和と民主々義を守る勤労大衆の祝典として全国各地とも未曽有の大衆動員を得て大会行事も示威行進も堂々たる威容を示した。

この事実は労働者階級を中心とする勤労大衆の急速なる成長を物語る何よりの証拠である。

しかるに中央メーデー解散後、一部共産分子の集団的行動と武装警官隊の暴力的弾圧による正面衝突のため、ついに流血の惨事をまき起した。

このことについては、わが炭労は何等の関係もないが、民主的労働運動の中心勢力としてまことに由々しき大事である事を痛感し、次の通り声明する。

一、今次事件は終戦以来あらゆる困難を乗越え、営々として積上げて来た民主々義の大道を一挙に後退させ、反動ファッショ勢力の跳梁を復活せしめる危険あり、明らかに階級的裏切行為と断ずる。

一、わが炭労は極左主義の暴力的破壊活動と行動をともにするを潔しとせず、これと袂を別ちて創立以来極左極右のいづれを問はず、かゝる一切の暴力行為に対して厳正なる批判を加え断乎これを排除して今日に至つたものであるが、更に炭労の伝統を守る必要があることを確信する。

一、今次事件を口実として破防法案や労働法改悪等労働運動の弾圧を早急に確立せんとする政府の野望に対しては全組織を挙げて断乎斗う。

一、今後われ〳〵は自らの力によつて斯る行為の萌芽を排除すると共に卑劣な手段を弄して破壊活動を挑発するが如き政府の反動政策に対してはあくまで追及する。

一九五二年五月六日

日本炭鉱労働組合

皇居前事件関知せず!!

共産系分子とその影響下にある全学連、旧朝連系等の一団によつて行われた皇居前事件に関し、総評内のメーデー実行委員会は次の声明を発表した。

声明書

（五月二日）

一、昨日皇居前で起つた事件は、メーデー行事が完全に完了し、デモ隊が解散した後、主として共産系分子及びその影響下にあると思われる全学連、旧朝連系等の一団によつて行われた不祥事件である。実行委としては関知しないが、まことにいかんである。

二、一部分子のこの行動は平和と民主々義を守る国民的行事としてのメーデーを汚した反労働者的行為である。吾々は自らの力によつて斯る行為を排除してゆくものである。

三、然し乍ら政府が破防法はじめ、ロコツな弾圧政策をとり、特にメーデー会場問題に関して裁判の決定を無視して、皇居前を使用させなかつた頑迷な態度が、暴力行為に絶好の条件を与えたものであり、更に警察官の発砲と催涙弾の乱射により、一層事態を激化せしめたものである。

四、メーデー実行委員会は政府の反省を要求し、責任を追及すると共に、この事件を口実として反動政策を強化せんとする政府の企図並にファッショの抬頭に対しては、断乎反対して斗うものである。

メーデー実行委員会

教宣部

（1952.5.14）

ニュース 22

（労）指令第十二号の実施について

福炭労の指示

（支部とあるは炭労大之浦支部のこと）

一、各支部は夫々職場大会を開いて次に出される（労）指令＝スト突入指令＝に応じて何時でもストを実施するという決議を行うこと。

二、此の職場大会は　参議院法務委員会　又は　参議院議長等にあてた　反対、不満　の意見を簡単にまとめて　決議　とし　夫々　電報　又は　速達　で送付すること。

三、此の職場大会は次の様な方法で開催する。

1、繰込時・中食・休けい等を利用・五月二十日までの内に必ず実施すること。

2、小支部では支部総会又は大会の方法によってもよい。

四、指令十二号の内其の他の事項については地方拡大斗争委員会で検討決定の上行う。

決議の送り先
東京都千代田区永田町　参議院議長　佐藤尚武
〃　参議院法務委員長
〃　霞ヶ関　法務府　木村法務総裁
〃　大手町一丁目　吉武労相

東京電話　五月十三日午後四時三十分　東京炭労―福炭労
十四日　大之浦（文書による）

中斗争委員會「第三回」の決定事項

一、第三波斗争を強力に推進するために各地方にオルグを派遣する。福岡地方には藤田中斗を派遣（十七日に東京を出発する）福岡・佐賀の合同会議が持たれるよう準備せられたい。

二、中斗は各支部を廻るので、これが準備を福岡地方本部でなすこと。

三、首切りに対する反対斗争は法廷と、実力行使による斗争とを併行して行うこと。首切りが全体に出た場合と、局部的に出た場合とは実情が違うので、時期、方法、ストの規模は別に指令する。

四、立入禁止、仮処分に対しては身分保全の法廷斗争をやること。同時に生活保障のための救済基金の積立を行うこと。

五、地労委対策

以上の三、四、五は地方で万全の具体策を講ぜよ

六、損害賠償問題は地方で出たら地方で行え

これは前指令に基くものであるから、中央に集約出来るよう指導せよ。

（註）

※　就業規則、労働協約に関連のあるものに就ては十分留意すること。

※　本十三日午後一時より労斗を開催して実力行使の時期を決定する。

※　明日中斗は在京資本別代表を召集の上対策を講ずる。

教宣部

1952.5.14

ニュース 23

声明書

民主々義の擁護体である労働組合が常にその実践体として強力に推進して来た事については国民のひとしく認めるところであるが、昨秋サンフランシスコに於て講和条約が締結されて以来、政府は極度に保守反動の政策を着々実行に移し、労働組合の存立すら危ぶまれるが如き悪法を制定して労働基本権を剝奪せんとしている。

即ち「破防法」「労働関係三法」の改悪等が如実にそのことを物語つているのである。

然るにこの間吾々労働者は常に平和的解決を望んで来たが、政府は毫も反省の色はなく遂に四月十八日、二十四時間ストライキを以て抗議を行つたのである。

一方この様な民主的労働組合の行動にも拘らず、一部尖鋭的分子や日本共産党員は戦斗的外国人の手によつて行はれた四月二十六日夜のメーデー前夜祭終了後に於ける行動や五月一日のメーデーに於て示された行動はおよそ秩序ある団体行動とは断じ難く、それのみか常に暴力行為を否定してきた労働組合にとつて甚だ遺憾とするところである。特に民主的労働組合の中心勢力としての炭労は第二十三回メーデーの騒擾事件に関しては何等関係のないところであるが、吾々が艱難辛苦を積重ねて来た民主々義の大道を一挙に後退させ、反動フアツシヨ勢力の跳梁を復活せしめた悪質的責任行為と判断するに至つたのである。

更に又吾々は極右極左を排して来た伝統を守り抜く必要があり、事件以来政府及資本家は状勢有利と見るや追打ち的な態度を示すに至つては全く狂気の沙汰であり、一切の自由を弾圧せんとする最も悪辣な態度と判断せざるを得ないものがある。

即ち「集団、示威取締法案」「警察法改正」「ゼネスト禁止法」等こそ政府の便乗した追討ちである。此の様な政府の態度は厳に戒しむ可きであり、若し此のことが強行されるに至つては断乎として斗う用意のある事を言明すると共に、将来吾々は自らの力に依り、斯る暴力的行為を排除すると共に政府の挑発的態度に対しても断乎反動政策を追求・粉砕するものであることを中外に声明する

昭和廿七年五月十四日

日本炭鉱労働組合福岡地方本部

炭大斗争委員会

麦類統制撤廃案衆議院を通過

但し附帯条件付で

五月八日麦類統制撤廃案を衆議院本会議に上程、野党の猛烈な反対にも拘らず、与党の圧倒的多数で遂に衆議院を通過した。

但し、改進党の提案による三項目の条件付で、実質的には完全撤廃ではなく、改悪と判断される。

炭労としてはあくまで基本的には反対の方針を堅持し、参議院にて撤回させるため、強力に斗争を推し進める。

條件

1、麦価の変動は極力防止するため二五～二六年の平均価格を基準にして価格をきめて、現行麦価の生産、消費両面の価格の維持をはかる。

2、需給面 ― 政府は無制限に買入れて消費団体共同購入の措置をとるため、入札・随意契約制をとつて政府手持を払下げて需給の調整を図る。

3、国民米食率の可能な限り均一化を図る。

教宣部

1952.5.17

ニュース

~~23~~ 24

組合員の飛躍を乗せて!!

新らしく道を踏み出す

大之浦
労組

二十七年度、春季定期総会終幕す

春季定期総会は改選后直ちに開催すべく予定されていたが、当面の斗争である労斗（破防法撤回斗争）関係で延々となり、五月十九日、二十日の両日五坑会館に於いて開催された。

本総会は、二十七年度行動方針、組合事務所建設、二十六年度決算、二十七年度上期予算、労斗関係（十二号、十三号指令確認）、労働金庫、貯蓄金庫（積立）等々、重要議案が山積され、波乱を予想されていたが、会議は冒頭より紛糾を極め、議事運営委員会の運営方針をめぐつての激論は近来にない様相を呈し、講和後の多難なる組合運動を暗示するの観があった。

二日間の白熱的論争はこれを物語り、代議員の真摯な討議、組合運動に対する熱意は、変遷極りない国内外情勢、或は山積する斗争に対する認識の上に立つたものとして、今後大之浦労組の運営に大きな希望と曙光を見出したものといえよう。　而して全議案の審議を終り、大之浦労組の、二十七年度の「新しい道」がかくして踏み出されたのである。

第一日

午後三時三十分、高口組合長の招集挨拶により開幕。議長団には、山田（二坑）、本田（西五坑）、森田（六坑）　資格審査並議事運営委員には　委員長　森岡（二坑）平田（執行部）　馬場（本社）　小野（西五坑）　小出（五坑）　小倉（六坑）　小林（三坑）が選出され、議事録署名委員には　武田（三坑）　岡本（本社）　書記には　高木、桂部員が任命され資格審査の発表に入った。　二四九名（総数四六一名）の出席で総会は成立、直ちに運営方針の発表に入った。尚運営委員会には執行部の要望として「決算、予算は小委員会で検討し、出来るだけ時間を短縮して、本日中に全議案を終了したい」旨の要請がなされたが、これに対し議場は騒然となり

「かりそめにも、大之浦労組の定期総会が、四時間程度の審議で、山積する重要議案を終了するということは不可能だ」と主張、運営方針をめぐつて論議が紛糾し、運営委員会の辞任騒ぎまで起ったが、採決の結果、運営方針を可決、報告事項に入った。

※「一般経過報告は」　横田副組合長より、賃斗、労斗、期末手当等（プリント参照）二十六年度下期の経過報告が簡単になされた。之に対する質疑はなく次に入った。

※「二十六年度決算報告、二十七年度予算の件は」　鈴木書記長より　小委員会を設置して検討して戴きたい旨の提案があり質疑に入った。その主なものは、小委員会の構成、権限等性格について意見があったが、採決の結果は一〇八対七一で設置を認め直ちに各支部より二名の代表を選出、五坑二区集会所において検討に入った。

※「二十七年度行動方針の件は」　横田副組合長より提案（プリント参照）説明を行った。

之に対する質疑、意見は近来稀にみる論戦が展開された。中でも「組織の強化と教宣活動」の面では、組合運動の基本的問題であるという観点から論議は白熱を極め、要望が続出し、斗う、大之浦労組のあり方を明確にして、執行部提案通りの決定をみた。

教宣部

1952.5.22

※組合事務所建設の件は　高口組合長より此の件だけは是非共本日中に結論を出して欲しいとの要望を前提として提案がなされたが、結論に至らず、再建資格審査の結果、運営委員会としては、これ以上の審議は不可能であると発表、之により議長は休会の宣言を為すと共に明二十日総会を発表、これが確認されて、八時十分　第一日目を終了した。

第二日

第二日目は午後三時三十五分より、代議員二三二名出席のもと開かれた。

議事運営について、二三意見があり結局、昨日に引続き組合事務所建設より議事に入った。

※**組合事務所建設の件**　提案は昨日終つて居り直ちに質疑に移った、その意見の主なものは「その必要は認める、自主的な吾々の事務所を持つことが組織の強化である事は解るが、提案されるまでの方法が非民主的なところがある。吾々の財産である組合事務所を建設する以上、一般組合員の理解ある協力を得てこそ、民主的運営であり、組織の強化があると思う。故に提案そのまゝを強行することは、組織の弱体化をかもし出す原因とも成る。」「特に、坑内四〇円　坑外三〇円　保護二〇円　十ヶ月間の資金カンパについては、本総会で決定することは組合員に反感を抱かしめることになるので、今少し常会等を開いて、組合員各位にその必要性を理解させ、了解と支持を得て提案すべきである」

この様な意見に対し執行部としても、一般組合員に徹底せしめることを確約し、資金カンパについては一応保留し、とにかく、建設の必要性、土地決定、経常費より予算として三〇〇万円を支出する点について決定して戴きたいと要請、採決に入り次の如く決定した

１、建設は認めるは　満場一致　認ると決定した

２、建設敷地は組合選定地を認める

３、三〇〇万円の支出は　一〇六対八一で支出を認めると決定した。

※**労斗十二号、十三号指令確認の件**　此の提案は横田副組合長の挨拶を充当し、直ちに質疑に入った、国会斗争の状況、法廷斗争の準備、中央斗争部の動き等質問があったが、満場一致確認した。

※**二十六年度下期決算、二十七年度上期予算の件**

小委員会委員長（立川五坑）より、小委員会検討の全面報告をなし、審議に入った、先ず　決算は簡単なる質疑があり　絶対多数で確認された、予算も　渉外費、行事費で意見は出たが　小委員会の答申案そのまゝ確認した。

※**三坑支部の仮払処置の件（八四万円）**

三坑支部の労務事件によつて未決済になつていた、八四万円をなんとか処置してもらいたいという提案があり、井上三坑支部長の要望もあり、満場一致　精算することに決定した

※**労働金庫に関する件**

鈴木書記長より　加入方及五十万円の出資についての提案があり、質疑として、加入、融資について、株主とは、対策委員の性格等出されていたが、結局、執行部提案通り、満場一致可決した。

※**貯蓄金庫規程に関する件**

鈴木書記長より従来の　坑内二〇〇円　坑外、保ゴ一〇〇円を一率に、二〇〇円としたい旨提案があり、それに反対の意見も多く出ていたが　結局採決の結果　一〇六対二九をもつて、執行部提案通り決定した。

以上二日間に亘る真剣な討議を経て、全議案の審議を終り、午后七時三十分、春季定期総会は閉幕した

ニュース 25

会社、組合に対し
責任者の処分、損害賠償要求！

オ二波スト決行に警告

会社は五月二十三日午后二時、三役不在のため各専門部長を招へいし、オ二波（労斗のオ三波）ストライキに対する警告文を手交した。

即ち、今次破防法に対するストライキは、明かに政治ストという解釈をもつている。もしオ二波ストを決行されるときは、オ一波（四・一八）ストをも含めて組合に対し責任追求をする。……と警告した。

これは、日圣連の一貫したスト回避対策であり、組合切崩しの一手段としか考えられない。問題は吾々の今後の斗争態勢の弱体化を図り、愛労幹部や御用分子の尤もらしい詭弁論にベルトをかけてやつて、一般組合員の動揺を計り、これによつて戦斗的指導者や組合員の首切りを策していることである。

吾々はあくまでも、今次斗争の正当且、合法性の確信の上に立つて、斗争の推進を図るべきである。いたずらに法理論にこだわつて、問題の処理を考えんとすることは、かえつて彼等（政府、資本家）の意図する「切崩し」に乗ることになる。

吾々はこのような会社の警告に対しても何らひるむことなく、態勢を確立し斗いを進めなければならない。

（会社警告文）

昭和二十七年五月二十日

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　高口寿殿

貝島炭礦株式会社
専務取締役　本松輝雄

警告

去る四月十八日の政治ストについては、その責任を追及すべく当方は权利を留保中でありますが、貴方は更に政治ストを計画中と聞いて居ります。

かゝる不法な争議行為を行った場合、当方は組合並に争議の責任者に対し左の措置を取ります。

一、責任者に対する処分

二、損害賠償請求（四月十八日を含む）の提訴

かゝる不法な争議を繰返さぬよう特に自重を要望します。

以上の警告文に対し、組合としては、直ちに左記の通りの通告文を会社に手交した。

昭和二十七年五月二十四日

貝島炭礦株式会社
専務取締役　本松輝雄殿

通告

昭和二十七年五月二十日付、貴方の警告を拝見いたしましたが、当方としては、今次ストライキは、憲法で保障された団体行動権の発動であり、合法的ストライキであるという見解であります。

従つて、当方は貴方が責任者に対する処分、損害賠償請求等の措置をとられた場合においては、実力行使をもつて撤回を要求しますが、これらの紛争の一切の責任は貴方にあると考えます。

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　高口寿

教宣部

1952.5.24

ニューズ 26

福岡縣悪法反対国民大會

田川労仂会館で盛大に挙行

反動吉田内閣は与党の絶対多数の力により労仂三法の改悪を強引にも衆議院で可決して参議院に回付した。特に公聴会等の反対意見もかえりみず、吾々の獲得した民主々義を瓦解の如くほおむり去り、権力政治の再現を図り再軍備え驀進せんとしている。このようなとき吾々の力を結集して、広く全勤労大衆のよろんを喚起するため各界代表をもうらして一大国民運動たらしめるため開かれたのである。参加者約千名、大之浦労組より本部・三・五・西五（各支部）より参加した。

1、破防法を撤回せよ！
2、労仂法規改悪絶対反対！
3、ゼネ禁・集会デモ取締法絶対反対！
4、再軍備反対！
5、平和憲法を守れ！

のスローガンの下、演壇は各組合旗で埋めつくし、各界意見代表は青年団体代表―福岡県青婦会議代表、学界 九大東田助教授、市議会代表 中須田川市議、婦人代表 [illegible]部（炭婦協）県議会代表 池井県議、労組代表 松本（教組） 農民団体 斉藤（日本農民組合） 政党代表 社会党（左）網谷（右）池田

以上各氏の烈々たる意見の発表があり、最後に大会決議文の採択（提出については県総評一任）万才三唱の上大会を終了した。

地方公聴會

期日　六月六日午後一時より
場所　福岡市　県消防会館

労仂法改正について

政府と国会の共催で地方公述人の参加を求め、目下参議院で審議中の労仂法について使用者、労仂者、一般人から意見を求めることになつている。県総評から福永（山本事務局長、多賀谷政治部長）西鉄、電産、全逓、国鉄、日本ゴムの各一名計七名を公述人と申入れしている。

月例 第1回 労働講座開講

変転極りない国内外の諸情勢をしつかり把握して進むためにも学者の講演をきいて参考としようではありませんか。大学教授と云えば非常にむづかしく感じますが、特にやさしく話していただくこと丶、講演がすんで座談会をもつて十分理解を深めたいと考えます。（講師を囲んで）

◎とき	六月十五日	六月十六日	六月十七日
◎場所	六坑（午後一時）五坑（午後六時）	五坑（午後六時）	五坑（午後六時）
◎講師	九大　具島教授	九大　吉村教授	九大　正田教授
◎科題	講和後の政治経済	日本経済の動向と労働者階級	国際労働運動史

（各会場は何れも会館です。）

教宣部

1952.6.2

ニューズ 27

炭労、6月17日24時間スト決行
六月七日は基準外作業拒否

(労)第十四号指令

昭和二十七年六月二日

東京―木村
福岡―芳賀谷
7時 特設電話

日本炭鉱労働組合
中央委員長 田中 章

各地方本部執行委員長 殿
各支部執行委員長 殿

ストライキ突入指令

第十二回中央斗争委員会は（六月二日）、破防法撤回を通じて、労働三法改悪反対、ゼネスト禁止法制定反対の戦力を第三波を、総評・労斗の中核となつて推進せんとして来たが、五月三十一日の労斗全体会議に於いて決定した。

「第三波ストは、六月七日・十七日と二段階に分けて決行する」

とのことを認めざるを得ないという結論に達した。

炭労としては断乎、実力行使を決定した。

依つて各支部は一斉に左記の如く、ストライキに突入する様指令する。

記

一、斗争指標
　1、破防法撤回
　2、労働三法改悪反対
　3、ゼネ禁其の他の治安立法制定反対

二、六月七日、基準外作業を拒否せよ。
　基準外作業とは、拘束八時間以外の作業である
　「監視断続業務については、認定許可されている時間が拘束時間である」

三、六月十七日、二十四時間ストライキを決行せよ。
　情勢の変化により特別の指示のない限り、本十四号指令及同附属指令（要文に付後送）に準じて行へ。

四、スト決行に際しての、具体的指示は、(労)十三号及同附属指令（五月十五日付）に準じて行へ。

教宣部

1952.6.3

ニュース

28

中斗の第三波決定までの経過

㊟ 指示第五号をもつて田中中央斗争委員長名をもつて中斗が第三波を決定するまでの経過として左く如く指示してきた。（六月二日付）

一、五月三十一日の労斗全体会議の決定は、破防法撤回を目標とする電産及び全産内部同盟を第三波に加らみ合せたいという炭労の早期ストを主張するものと、労働法改正を主目標として第三波を主張する電産との調整が、第三波を一時期を拡大に決行することが実際的に不可能な段階に立至り、双方を調整した結果、七日に警告スト、十七日に抗議ストという前後段に分類され、これを第三波にまとめあげたものであるが、第一波、第二波と異る点は第三波の前段、後段は労斗傘下全体が双方に参加することを決定したものである。

（註）第一波、第二波のときはどちらかに参加すればよいと決めていた。

二、五月二十三日労斗全体会議の決定は、「五日～十日の間に於て労働法改悪反対を主目標として破防法、ゼネ禁その他悪法の撤回のため第三波を統一して決行する」ということであったにも拘らず、五月三十一日労斗全体会議の決定は第三波を七日、十七日と区分したことは二十三日の決定をそのまま、具体化したものとは考えられない。

三、炭鉱組織の中で積極的に斗争を指導し、現在も将来も幹部を強力に盛り上げ労働戦線の強化をはかる炭労としては、炭労の主張が全面的に容れられなかった第三波の形態ではあるが、斗争の推進をはかるため、七日、十七日のストを決行し、労斗斗争の団結を堅持するという結論に達した。

四、中斗は第四回臨時大会の方向で統一に努力してきたものであるが、七日の前段ストは炭労の主張する破防法撤回斗争を通じ労働法改悪反対、ゼネ禁法阻止という主目標に統一出来得なかったものであり、七日のストは横には広いが深さの浅い斗争方式である。

田中中央斗争委員長名をもつて
會社側にスト通告

指令第十四号により文書をもつて六月六日会社側に対し六月七日、十七日のストライキ通告を行い、実力行使に突入すること、なった。

申　入　書

政府が行っている破壊活動防止法案の制定、労働三法の改正その他治安立法に名を藉る諸法の制定は、われわれの団体行動を弾圧し、基本的人権を抑圧し、日常生活をふみにじられることになるのでわれわれは組合の団結と日常生活を守るために幾度やむをえない処置として、さる四月十八日二十四時間ストライキを決行致しましたが政府としては何等反省するところがなくかえつてわれわれを弾圧、諸法の制定、改正を行うことを露骨に現わしてきました。

ここにおいてわれわれは再度やむをえずストライキに突入せざるをえなくなりました。

よって貴方における当方支部組合は左記の通りストライキを決行しますので申入れ致します。

記

一、昭和二十七年六月七日保安外作業拒否

二、六月十七日、一番方より二十四時間ストライキ

なお、ストライキ中の保安並に業務要員については従来通り確保する方針で、貴方と貴方における当方支部組合との間で別途協議決定いたしたい。

昭和二十七年六月二日

日本炭鉱労働組合
中央執行委員長
田　中　章

教宣部

1952. 6. 6

ニューズ 29

三波に対する炭労の見解

五月三十一日の労斗会議に於て炭労としては、去る五月二十四日より開催された定期大会の決定に随って六月五日〜六月十日迄の早い時期にストライキを打つべく動きかけたが、労斗内部の対立はどうしてもこれが調整をなし得ることが出来ず、必然的に第三波を二段階に分ける以外になかった。

これに対して炭労中斗としても意見が二分化され、相当の激論が斗わされ殊に七日の基準外拒否、十七日のストライキの際にすら反対意見があった。

しかし労斗決定に基く炭労中斗の見解としては、

一、七日に二十四時間ストを強行する上に於て内部の主体性が崩れるおそれがある。

二、炭労が七日に二十四時間ストを強行する上に於て、十七日の労斗のスト態勢が崩れるおそれがある。

三、十七日に他単産の主体性がおかれたということは、炭労としても大会決定に随ったということがいえる。

四、炭労の決定の趣旨、効果が十七日に確立されるということになった。

以上の結論を炭労中斗としては確認し、七日基準外拒否、十七日二十四時間ストを決定した。

各単産の動き

五月七日
海員　二時間スト　電産　八時間電源スト　全鉱　炭労と合せて二十四時間スト
全鉱統　職場大会　鉄鋼　二時間スト　全自動車　二十四時間スト
合成化学　職場大会　全金属　二時間スト　西日本重工　炭労と合せて二十四時間スト
全国金属　時限スト　東京貨物労　二時間スト　電電　時限スト　全国生命　職場大会
全国損害保険　職場大会　官公労　職場大会、賜暇休暇、二割或いは三割休暇、定時退庁
長動老石等　国鉄　安全運転　炭労　時間外拒否

五月十七日
炭労　二十四時間スト　海員　八時間スト　電産　電源スト（時間不明）
全鉱統　八時間スト　合成化学　四時間スト　私鉄　七時間スト　全鉱
二時間スト　全金属　二十四時間スト　全自動車　二十四時間ストに努力する。
官公労　七日と同様

福炭労拡大斗争委員會 基準外拒否に不満

福炭労拡大斗争委員会は午前十時より飯塚商工会議所で開催、斎藤副委員長より前記炭労中斗の結論が打出されたが、中斗のとった態度に対して納得出来ず質問は矢つぎ早やに出されたが結論として

時期が切迫しているので今更指令を変更するということは出来ないので、一応納得ゆかぬまま指令十四号を確認する

教宣部

1952.6.8

ニュース　30

期斗第一号

炭労『期末手当斗争』ブロックの構想なる!!

第五回大会の決定に基き、今期、期末斗争を具体的に推進するため、各支部、各地方本部は左記要領により、斗争ブロックを編成されたい。

記

一、中央ブロック

１、在京資本別組合中　三井、三菱、井華、北炭、古河、大平洋、明治は六月二日在京資本別連絡協議会に於て、中央ブロックに参加決定あり、これを確認した。

２、雄別、常盤労組　宇部興産労組　九共斗（日炭高松　貝島大ノ浦　日鉄二瀬　大正嘉穂　杵島各労組）の中央ブロック参加については、当該組合の中央ブロック参加の意志決定に基き、六月十日、在京資本別連絡会議を経て中央執行委員会が決定する。

３、中央ブロック中、参加労組と職組に分けて、Ａ・Ｂの二ブロックに編成することもあるが、これについては、六月十日に決定する。

（註）Ａ　ブロックは労組　Ｂ　ブロックは職組としたい。

二、地方ブロック

１、各地方本部別に編成する

２、二以上の地方本部を統合して、地方ブロックを編成することができる

三、前一・二項に従い、各支部は中央・地方の何れのブロックに参加するかの意志決定を行い、地方本部を通じ、中央本部に届出ること

四、地方本部は地方ブロックの編成を行うこと。

五、中央・地方各ブロックは六月十五日に交渉を開始することを目途として要求書を提出すること

六、中央ブロックの編成は、中央執行委員会が当り、地方ブロック編成についての権限は地方本部に委譲する

（註）　今期々末手当については期斗なる件名を用いる。

尚　五月二十四日より開催された第五回炭労定期大会では、要求の理念及額の算出は、賃金の後払、利潤分配、従来の慣例等の要求をする要素に基いて、要求額は　二万円を目途とすることを決定している。

教宣部

1952.6.9

ニューズ

31

（期手情報）

六月十日午後五時、電話情報
東京永山〜経炭労今村

中央ブロック、十三日要求・十六日より団交開始

三井	一九五〇〇円
北炭	一九五〇〇円
三菱	二〇〇〇〇円
古河	二一〇〇〇円

要求額

他は二〇、〇〇〇円を目途として要求を十五日迄に出し、十六日には団交を開始するよう努力する。各地方毎にブロックを編成して中央ブロックとの波を合せるよう努力されたい。

(労) 労斗関係

一、中央斗争委員会はオルグ帰京次第行うが、明日か明後日になる模様。

一、政防法は十九日頃には本会議に提出される模様（国会は六月一杯かゝる模様）

退手、労協斗争と併行交渉をする

太平洋、井華、古河は目下退手・労協斗争中であるが、これと期末斗争と併行的に行う（予定は二十日位より交渉開始）

太平洋・雄別の要求額については十四日の共斗委員会で決定する模様である。

福炭労地方委員会

六月十日飯塚商工会議所で第十八回委員会を開き次のことを確認決定した。

△期末手当は二〇、〇〇〇円同様　△十五日から二十日までに各資本別に要求。

福炭労定期大会＝来る二十五日から三日間（福岡市消防会館で開催）

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

ニュース 32

（労斗情報）

中央情勢

東京電話情報 六月十三日午前八時（東京木村 薊野田）

一、昨日労斗が開催されたが十七日の件に就いては確認を行った程度のものである。尚本日は午前十時から炭労中斗を開催し午後から海員労組本部に於いて労斗実行委員会を開催する予定である。

二、昨日の中斗は傘下政党の地方中斗が帰京してないので会議は進めなかった。

三、常盤地方としては地方委員会の決定により十七日のストライキは参加することを決定した。

四、情勢

※ 労働法については国下参議院の公聴会を開いているので之には原副委員長公述人として出席している。

※ 破防法は七月十九日頃参議院本会議にかける模様である。

※ 国会は法案審議を急いでいるが会期は更に延長される見込であり、労働法の審議未了については希望は持たれない。

五、各単産の動向（十七日について）

海員	十二時間スト
私鉄	七　時間〃
電産	八　時間（二五％の停電スト）
全鉱	賃金未解決の鉱山は二十四時間スト 賃金解決の鉱山は二時間スト 七日は実施しているのでやられる組合はやる
全電	二時間スト
全造船	三時間スト
全燃化学	二十四時間スト
全金属	八時間スト
繊維	職場休暇、定時退庁
官公労	

大之浦労組 教宣部

1952.6.14

ニューズ

33

東京電話情報．六月十五日午前四時三十分

東京木村～福岡野田

一、昨日（六月十四日PM一時から）開かれた中斗委員会は本朝未明午前四時にいたり漸く次の結論に達した。

二、昨日からの中斗委員会は地方情報に充分聴取の上慎重に協議した結果

(イ)、指令第十四号の第二段の六月十七日の二十四時間ストライキは、労斗又は炭労内部事情により変更のやむなきにいたったので改めて指令する事にした。

(ロ)、六月十七日のストライキの規模は三時間のストライキとし各方一時間とする。

(ハ)、此の三時間ストライキの実施については各方一時間宛の職場大会を開くなどして実効をあげる

三、以上の方法で炭労としては広汎なストライキを実施することにした。

四、此の規模変更については中斗を各地方に派遣して充分理解を求める事にすると共に

五、批判については七月五日六日の二日間、臨時大会を開催し協議する事とする

会場その他については追って指示する。

以上の変更された事項は指令の骨子であり指令書の全文でなしに電話の内容であるため、誤解なき様願います。（福炭労事務局追記）

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

ニューズ

34

労 指令第十五号

ストライキ突入指令

一九五二・六・一五 午前七時三〇分電話情報
東京 松下――福岡 野田

六月十四日・十五日の才十六回中斗委員会は炭労の主体的な情勢及び法規斗争の現段階等の諸般の條件を分析の上、労斗指令才十四号に指令した六月十七日の二十四時間ストを左記の如く変更し、炭労の総力をあげて結集し、労斗才三波後段の抗議ストを決行することに決定した，従つて左記の如く指令するので各支部は可能なあらゆる処置を講じ指向する目的の完徹を期せられたい。

記

一、六月十七日　三時間ストライキを決行せよ。
実施の方法は各支部の実状に応じ時間内繰込時等を利用し各方一時間のストを行い時間中職場大会を開催せよ。
但し前項のストを決行する時は、最善の努力を傾注し尚実施困難の支部は派遣中斗及び地方本部の指示をうけよ。

以上　田中斗争委員長名により各地方本部、各支部に連絡があつた。
尚情報として六月十六日の労斗全体会議を開かれるが此の場合は残留中斗で処理する

（以　上）

195~1

☆ 大之浦労組　教宣部 ☆

ニュース

35

九共斗要求額決る

二万円の統一要求で六月廿日一斉要求書提出

大之浦労組、十四日の斗争委員会で確認

総会提案を急ぐ

夏季期末手当については、才五回炭労定期大会の線に沿って既に大手筋では準備を進めて来たが十二日九共斗給与部長会議で討議した基本理念に基き、要求額、交渉方式、斗争方針其の他を協議決定した

一、交渉方式

(イ)、交渉は炭労大会の決定の通り各社交渉の方法を取る。要求書の提出は各支部共二十日迄とする。

更に申合せとして六月廿六日に交渉の状況を綜合して再度斗争委員会を開催し必要な時期にストライキ指令権を集約する。——と言ふ事になって地方に於ける期末斗争の気運が盛り上る態勢を作るにいたった。

中小炭礦も方針決る

要求額は昨年の一倍半

更に中小炭坑では「大辻、小倉、西戸崎、島廻、九採、早良、大川、新田尾、嘉砿連等の調査部長会議を開催し次の方針を決定した。

一、社会通念上例年の慣習に依り当然支給さるべきものである。

二、要求額は各ブロック（大手、九共斗）の関連を考慮して二十六年末の要求額の一・五倍を要求する。

三、六月二十日迄に団交の出来る様にする。

尚嘉穂郡内中小炭坑支部は、九砿連嘉穂支部と集団交渉を行う。其の他は各社交渉とするが又当然中小炭坑の場合は中労協がその中核体となる事は、明らかであり、これは強力な共斗体勢で交渉を推進する。

必要の都度中小炭坑代表者会議で共斗を確立する——を——決定した。

以上

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニュース

36

＝労斗情報＝ 東京電話

東京派遣―福岡野田

十五日の労斗実行委員会

六月十五日午後二時、労斗実行委員会は総評本部で開催された。

◎ 第三波 第二段の実施について延期説が出された。

延期説主張の単産

※私鉄、せん維、海員は廿日を主張

※炭労・電産は十七日を主張

※全鉱連は二〇日に同調するも止むを得ない。

以上の意見の対立から、残留中斗会議を開催した結果、

炭労としては単独ストを行うことは困難であるが、労斗実行委員会では、強力に十七日を主張しているので、本日中には結論は出し難い。

以上

十六日の炭労中斗委員会（午前十時）労斗にのぞむ態度決定

【東京電話】炭労派遣～福炭労野田

一、炭労としては、あくまでも労斗一本としての行動を主張する。

二、もし之が不可能な場合は主要民間労組の多数の方に同調する。

☆大之浦労組 教宣部☆

1952.6.17

ニューズ

37

昭和二十七年六月二十日

日本炭鉱労仂組合支部
貝島大之浦炭鉱労仂組合
組合長　高口　等

貝島炭礦株式会社
専務取締役　本松濯雄殿

期末手当要求書（案）

我々は前回の賃金交渉の結果、歪められた生活水準の侭今日迄耐えて来ました。

然しこの蔭には家庭生活の犠牲労仂力再生産の減退は覆うべくもありません。

飜って昭和二十六年上、下期に於ける炭界の好況就中当社の営業成績好転は、先般発表せられた上期、下期の営業報告対照に依って明らかな処であります。

こゝに於て我々は家庭生活の充実向上と労仂力再生産に万全を期し当社の健全なる発展を促進する為左記の通り期末手当を要求致します。

記

一、在籍一人当　平均二〇、〇〇〇円（税込）

一、尚要求書に対する回答は団体交渉の席上に於てなされたい
団体交渉は昭和二十七年六月二十四日迄に持たれたい

以上

【東京電話】六月十六日午後五時四十五分
東京田中―福炭労森山

一、本日午後一時から開催された労斗に於て炭労は十七日スト決行を主張したが、之に対し海員、全せん維、私鉄は二十日を主張し、意見が対立した。

二、私鉄は十七日のストは内部情勢で出来ないので二十日に行う

三、炭労としてはあくまで十七日、16号指令通り行う。

という状態の中で種々論議の結果、次の結論に達した。

労斗の結論

1. 全鉱のストは十七日予定通り強力なストを含む実力行使を決行する。
2. 二十日決行の単産は海員、全せん維、私鉄、
3. 十七日に参加しない組合は二十日一斉にストを含む実力行使を行う。
4. 労斗ストは相互に了解し、協力する。
5. 指標は前回通り。

第三回　福炭労定期大会

※とき　六月二十五日より三日間
※ところ　福岡　消防会館

一、報告事項
1、全国大会報告、地方本部一般経過報告、主要斗争報告、決算報告　その他、

二、審議事項
1、昭和二十七年度行動方針
2、選挙斗争対策
3、地方本部機構改革並に規約一部改訂の件
4、昭和二十七年度予算に関する件
5、役員改選の件
6、その他。

四十一期　労仂学校（直方地区）

六月二十四日より一〇日間開講

大之浦労組　教宣部

1952.6.18

ニュース 38

中央八社×夏期手当斗争委員会

第一回共斗委の申し合せ

六月一〇日在京大手八社（明治、雄別欠）の資本別代表者会議は、夏季手当斗争を審議するため、正式に「夏季手当斗争を審議するため、正式に「夏季手当斗争委員会」に切り換え、次の諸事項を申し合せた。

一、中央八社をもつてブロツクを編成する。（三井、三菱、井華、古河、北炭、雄別、明治、太平洋）

二、炭労の共斗は本部で可能な限り調整指導するが資本別毎の共斗を妨げるものではない。

/、古河の如く石炭、製煉、其の他種々の異つたものは別途考える。

2、三菱は従来の慣行から職組との共斗は現在考えられない。

3、井華は福利斗争で職労共斗をやつているが、夏季手当斗争は必ずしも共斗とはならない。

三、地方連絡担当者

福岡——織田　他は零。

中央ブロックの状況

三井

九日より開かれている中央委員会で審議することになつているが、要求額一九、五〇〇円六月十二日要求書提出、十六日より交渉開始の予定。

三菱

十三日要求書提出、二〇、〇〇〇円要求（三菱炭連大会決定）

十六日交渉開始

井華

十三日要求書提出、要求額二一、〇〇〇円

交渉開始は四手、福利斗争で十六日と十八日、夫々二十四時間ストを決定しているので二十日となる見込、

古河

目下労使交渉中で要求額を決定していないが十五日頃に一応労使に見透しをつけ、要求額決定、直ちに提出する。

二十日頃交渉する。

他社と足並を揃える自信がある。

北炭

本日札幌で幹部会を開いている。執行部案として一九、五〇〇円のかくにんを受けたい。十三日要求書提出・十六日より交渉開始。

雄別

欠席で不明

明治

欠席のため詳細は不明だが、明労連大会では要求額についても大会決定（二〇、〇〇〇円）を堅持する。交渉開始は十五日。

太平洋

十二日大会をもつが回答は二一、〇〇〇円要求書十六日に提出するが、労使との関係で二十日より交渉開始。

以上の各社状況から要求書提出期日を六月十三日に統一、地方大手、常盤、山口各地方共出来得る限り中央と線を揃えることになつている。

（以上は六月十日炭労情報より抜すい）

国鉄労組「夏季手当」一〇日の朝妥結 5400円

夏季手当八、五〇〇円を要求斗争中であつた国鉄労組は、六日三、八〇〇円、九日から十日早暁に亘る交渉で最後案、現行ベースの〇・五（五、四〇〇円）を廿三日に一括支給するを受諾し、夏季手当斗争は妥結した。

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1952.6.18

ニュース 39

夏季期末手当をたたかいとろう!!

要求額二〇、〇〇〇円を決定

組合新築の資金カンパ取り止め

既に中央大手八社に於ては一斉に夏季期末手当斗争を開始、入手した情報によると三菱等は十八日第二回団交をもつているとき、九共斗ブロツクも去る代表者会議で期末手当二〇、〇〇〇円（税込）と各資本別毎に二十日要求書を提出、斗争開始を確認した。そこで大之浦労組はこの要求について総会に諮り、審議確認を求めること、・懸案中の大之浦労組新事務所建設資金の一部分をどのようにするか（カンパか組合基金からか）の二議案について六月十九日午後二時より五坑会館に於て臨時総会が開催された。

当日梅雨空は晴れやらず、しとゝ降る雨に阻まれて代議員の出足にぶく、やつと定刻より一時間遅れ、午後三時定足数に達したので、鈴木書記長の司会、横田副組合長の挨拶によつて開始、

確認事項

一、報告事項　(1)労斗関係　(2)炭労定期大会報告　万場一致可決

二、議　案　(1)夏季期末手当要求については執行部提案通り要求は二〇、〇〇〇円、実力行使を含む戦術戦略については斗争委員会に一任を可決

(2)組合事務所建設の資金一部の組合員より臨時のカンパによつて充足することは可否両論に岐れ論議は白熱化したが、カンパによらず組合基金より支出することに決定した。

総会の経過

横田副組合長は期末手当斗争について「現今の諸情勢より夏期手当斗争は生やさしいことでは獲得出来ない。組合員各位の尚一層の団結こそ・この斗争の有終の美を飾るものである」と訴えれば万場拍手を以つて之に応えた。

議長団　山田（三坑）小林（五坑）武田（五坑）

議運委員資格審査委　梶原（本社製作所）田中（本社）古向（三坑）小林（五坑）寺戸（五坑）八巻（五坑）

議事録署名人　万田（五坑）本田（五坑）

書記は教宣部の桂、鶴下両部員　以上選出と任命資格審査の結果は二八〇名という近来稀にみる出席であつた。

※　労斗報告　（高口組合長）

第一波四月十二日妥結、二波十八日決定より新市処の確認、六月五日―十日の線も七日、十七日となり、第三波がゆがめられ・特に十七日の三時間ストの批判、常盤、山口、炭労の動き等は、七月の大会で当然批判せられるであろう」と結び、・議場に諮つた末之を確認。

この時直方来演中の前進座河原崎長十郎氏のメツセージを受け、万場拍手をもつて之を迎えた。

議案審議に入る

一、夏季期末手当の件　（中野斗争部長）

この斗争の今日迄の経過を説明、ニユース37号の如き要求を行いたい。よつてこれが獲得のため実力行使を含む戦略、戦術を斗争委員会に一任方を提案。この採決を無記名投票により行つた結果、賛成二五七、反対六で可決した。

※　組合事務所建設の件　（高口組合長）

前回の総会で提案されているので簡単に説明「総会等で組合員も了解されたこと、思うので、提案七五〇万円の内二五〇万円の資金カンパの確認決定方を提案する。」

此の提案に対し論議は資金カンパに集中され、賛否両論は白熱化し、論議をくり返した。

反対

(イ)七五〇万円の建物は公頗・建坪共大き過ぎる。

(ロ)説明資料なく一般は納得しにくい"一・二次に分け十分説明の上カンパすべきだ"

(ハ)組合員は反対している"その声を無視して強行することは内紛を後に残す"

賛成

(イ)幹部の事務所ではなく・我々の事務所であり夏季手当に全力をつくし・一度にでも出したい"幹部は三井の"拐帯"事件のこともあり・慎重を期せられたい"

(ロ)一万になんなんとする大之浦労組が貧弱な組合事務所では恥しい"会はいくらかゝってもよいから立派なものをつくれ"

(ハ)一ケ月四十円のカンパはたばこ一個の節約でことたりる"

かように意見が続出したので、執行部はこの提案の係議決定は重要性があるとの見解のもとにこれを一応撤回、組合基金より最小限支出すると更めて提案、カンパ徴収の必要なし等意見が出された（つゞく）

大之浦労組　教宣部

1952. 6.20

ニュース

39

2

結局、挙手によつて採決を行つた結果、絶対多数を以て組合基金より支出することを可決々定した。

※ 炭労大会報告（横田副組合長）

新事態の説明、炭労の二十七年度行動方針、活動方針の説明（おゝのうら号外参照）の上、炭労中央大会全国報告、これに対して質疑は新事態発生（労斗関係）と第三波についてなされたが、特に要望として

「来る七月中央で予定されている批判大会には、各々組合員の意志を反映してもらいたい。然し乍ら組織の発展を前提として」との意見が出て、最後まで真剣に活溌な論議が斗わされたが、特に本総会は当初の運営方針通り順調に会議は進捗し、午後六時半閉会した。

二万圓の要求を出す

二十日會社側に対し

十九日の臨時総会で確認を得たので、九共斗ブロックの線に従つて二十日会社側に対し要求書を提出、要求獲得斗争は開始せられた。

われ〳〵は全力を傾注して、団結の力により要求額の獲得にまい進しようではないか。

教宣部★

1952.
6.20

ニューズ　40

愛労運動排撃三井版

箱根や江の島で「愛労教育」

三井が鍋山らを使って

三井鉱山では「争議防衛特別講習会」と称し、次のような〃愛労教育〃を行っている事実が判明した。同講習会は去る五月廿日から一週間、神奈川県江の島の流心亭で北海道関係の従業員（三十七名といわれる）を集めて開かれ、さらに六月十九日から一週間、箱根の仙石閣で九州関係者を集めて開かれる。講師と講演内容は、川崎堅雄（民主労働運動研究会）……戦後労働運動の推移

大野信三（　　）……中共をめぐる極東情勢

鍋山貞親……労資関係と職場防衛　　上田国警々備部長……日共の動向

その他野田警視庁警備部長、山本三井鉱山労働部長などで、もっぱら反共思想を植えつけ、会社側の「協力幹部」を養成することが目的だといわれている。

これに対し組合側は、北海道三井美唄労組をはじめ北海道、九州の関係労組では、会社側を「不当労働行為」として告訴する態度をきめる一方、各労組の間には受講拒否の声が強く上っていると。

参加者は除名を決定

三井美唄労組では、江の島に於ける組合員の特別教育参加問題については、七日に開催された代表委員会に於いて、最高決議機関である大会に「除名」を提案することを決定、この教育問題のみを議題として、臨時大会を十五日午前九時より互楽館に於いて開催された。代議員三百数十名、代表委員[illegible]一般組合員の傍聴により、会場は異状な空気に蔽われ、代議員の一人々々の面字には悲壮なる決意がみられ緊張なる裡に開会、初め道炭労高田組織部長並びに上部組織各労組の、メッセージ、次いで馬場副委員長より詳細なる経過報告が約一時間半に亘り行われ、昼食抜きで活発なる質疑応答、討論が展開された。

代議員の発言は「統制違反」については等しく認める所「除名」は最高の罰則であり、今后の生活を考え、又教育に参加した組合員の今后の行動を以って論ずべきであり、第一等を減じて「譴責」処分にすべきであるという主張と、組合の決議を無視して出席し、且つ会社の意図する教育に参加した事は、現在の一環する経営者の反動的政策に乗ぜられる恐れがあり、将来に於ける組合の団結が危ぶまれる、従って感情論を排して組合四〇〇〇人と数万の家族の生活を守るためにも、断乎として会社の責任を追求すると共に参加者を除名すべきであるとの両論に分れ、白熱的論戦が約二時間半に亘り展開、無記名投票の結果

除名する　二五九票　しない　九八票　無効　三票　キ権　七票

で、圧倒的多数を以って「除名」を決定した。（以上道炭労情報より）

彼等、反動共の企図を徹底的に粉砕せよ

前記の如く、今回の三井美唄に於ける除名決定は、全経営者の反動的、分裂工作に対する労働組合の怒りのバクハツであり、この問題は三井のみの現象ではなく、当大之浦にも起るであろうことも予想され組合員の強固なる団結に於いて、彼等の陰謀を粉砕せねばならぬ。

☆「大之浦労組　教宣部　☆

1952.6.23

ニュース

41

中央大手八社ブロック

具体案引出しに努力中!!

期末手当斗争団交つゞく

三菱九州連合会に入った情報によると中央大手八社は左記の如く期末手当要求の団交を重ねているが、未だ具体案引出しには至つていない模様である。
二十日に大手八社ブロック会議が開催された。

北炭・・十七日第一回団交
雄別・・十九日 〃 ― 要求額説明
井華・・退手斗争十六日に解決。十九日第一回団交、その席上会社側は前回（二十六年末の期末手当）同額程度支給したいと言明。
太平洋・・十六日第一回団交、十八日第二回団交、七月十五日を支払目途としたいと会社表明
古河・・十六日第一回団交、十七日第二回団交、前回よりやゝ多く出したいと会社表明、
明治・・（不明）
三井・・十六日第一回、十九日第二回団交、
三菱・・十六日第一回団交、十八日第二回団交、二十日第三回団交、要求案について説明、質疑応答、団交後中斗委員会で検討、二十三日より精力的団交をもつことを確認した。

二十日の大手八社ブロック会議の決定事項
１、六月二十五日までに会社案を出させる。
２、二十五日以降実力行使態勢の中で交渉推進
３、次回ブロック会議は二十六日

こゝ二、三日中に第一次案が提示されるものゝ如くである。

尚、福炭労大会には本部より正副組合長、給与、教宣各部長並びに各支部長が出席している。

九共斗団交ズレル

既報の如く福炭労定期大会は二十五日より福岡市消防会館で開催中であり、従って九共斗ブロックの期末斗争は一時休戦状態にあり、大会明けの月末～七月初旬より一斉に団交開始となり急速に進展が予想される。

5月分増産賞与
6月30日、午後一時より支払い

採炭夫		１９円
仕、掘、内線		１８
その他坑内夫		１４
外務運搬 坑木仲仕	成人男子	１３
	保護坑夫	１１
その他の 坑外夫	成人男子	１２
	保護坑夫	１０
選炭夫	成人男子	１４
	保護坑夫	１０

〝破防法〟早急制定を決議

……福岡県町村長の総会で……

破防法がかつてない悪法として、ゴウたる声が全国的に巻起っているとき、福岡県町村長総会では、破防法の早急制定を決議した。
即ち現在の各種情勢から、破防法制定が町村行政上必要であるとし、町村当局としてその早急公布を要望しており、二十三日開かれた県町村長定期総会で審議の上、破防法の早急制定を決議したのである。

町村民の公僕を忘れた町村長らこの様な町村長は自由党に勝るとも劣らぬ悪政治家である。
まして労仂人口の大半を占める福岡県の町村長が全国に先かけて決議したことは全く言語同断である。

☆☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆☆

1952.6.26

ニューズ

42

出た！期末手当….….第一次案

中央大手

会社名	要求額	第一次案	備考
三井	19.500円	8.500円	
三菱	20.000	8.500	(1.000円税抜き)
井華	21.000	8.500	
太平洋	20.600	8.500	
雄別	19.500	8.500	
古河	20.000	10.000	
明治	19.500	8.500 (28日)	[illegible]内定 (28日第一次案提示確約) (条件付内定)
北炭	17500	不明	

※ 北炭は札幌で要求書提出の段階.

※ 明治は厚生闘争で斗争中であつたので、要求が遅れ第一回団交を23日にもち、要求の説明を行つた。その席上会社は28日第一次提示を確約した

— 以上6月27日明九労より
電話情報による —

☆☆☆ 大之浦労組

教宣部 ☆☆☆

1952.6.27

ニューズ

43

ローカルニューズ

―道炭労ニュースより―

組織分裂回避のため

北海道炭労の地方委員会

炭労北海道地方本部は中央炭労の原副執行委員長の来道をまつて緊急―地方委員会を招集、六月十九日に八十名の委員が出席して開催、原、武藤中斗（道副委員長）の中斗報告の後、第一号議案・・炭労の組織の在り方について……を執行部より提案、次のテーマ四点を巡り激烈な質疑が委員、執行部、中斗の間で交わされ、意見の開陳があり、結論として「執行部提案のテーマと各支部の意見開陳を充分把握して各支部で検討、結論をもつて中央大会に反映せしめる」と決定。

執行部提案

(1)、炭労は単一組織であるが、この場合に中央指令を地方機関に於て検討し、態度を決めることは単一組織の中にあつてよいのか。

(2)、十四号指令は第五回中央大会の違反であると主張する地方もあるが、そのいづれであるのか

(3)、中斗指令を拒否した各要求に対する統制問題を如何に処理するか。

(4)、斗争力のある支部であつても組織を守るという一応の美名の下に混迷の斗争戦術しかとれないと云うことは果して今後の斗争に正か非か。

結論は

組織の分裂をあくまで回避し、強力なる斗争態勢に盛り上げるため道炭労がその推進力となり、炭労発展強化のため最大の努力をつくす。と事を前提として以上の四点に就き各支部に於て態度を決定してもらいたい。

各委員の総合した意見

1、縦断組織体系の再検討

2、中斗構成の再検討

3、不参加炭団の徹底した追及と分析の上に立ち斗える組織とするか今後斗えない組織は切り捨てるべきである。

“俺達の組織を作ろう”

新入六坑青年会結成さる

三九労情報より

新入六坑では、青年組織をつくらうと……組合でも取上げ着々とその準備を行っていた。去る五月二十二日第一回六坑労組青年会結成準備委員会をもつて、正式に規約案を作ってその結成に努力していたが、去る十五日青年会の結成大会を盛大に挙行した。

労働者解放と平和のために

この六坑労組青年会は、自主的な組織であるが、その綱領にも示すように、あくまでも労働青年として労働組合に協力し、その推進力となることを誓つている。

因みに綱領は

綱　領

一、吾々は青年の責務を自覚し知識の啓発と実践力の増長に努力する。

一、吾々は労働者であることを認識し、労働者解放のため斗う労働組合の目的達成に寄与する。

一、吾々は会員の文化的社会的地位の向上に努め平和にして民主的日本国の発展に寄与する。

“方城”も統一組織

……斗う青年の……

方城に於ても今まで各区に青年自治会が組織されていたが本部の呼びかけで急速に統一の気運高まり、この自治会をより一層強力にし且つ組合運動の推進力となるよう統一組織を結成し、機関紙の発行、文化サークル、懇談会、幻灯会などを行い、活潑な運動を展開している。

以上の如く三菱に於ても伸びんとする青年の気運はもり上りつゝある

1952 6.2

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

ニュース

44

労指示オ九号

国会解散決議に関する件

中斗委員会はオ三波後段スト決行以降、院内斗争に主力を傾注し、野党連合と緊密な連携の上に破防法、労働法通過阻止に努めてきたが、国会解散問題をめぐり野党の結束も微妙な空気を示し、今後の運営も危まれる情勢にある。炭労中斗としては総評の即時解散申入れと呼応し、左の通り決定し指示する。

記

一、各地方本部は直ちに政府、衆・参両院議長並に各政党に対し、国会即時解散要請の打電をせよ。

二、各支部は右に準ずると共に出身地方議員宛にも同様打電せよ。

附記

(1)、炭労決定として右事項を六月二十五日、総評幹事会並に国会共斗委員会に提案し、各単産も炭労の方法に同調することを要請した。

(2)、国会の解散問題をめぐり総評の選挙対策未確立に対して、炭労としては早急な選挙対策を確立する様申入れをなした。

福炭労臨定期大会決議打電

福炭労としては丁度開催中のオ三回定期大会に諮り（六月二十六日）左の電文を決議し打電した。

（電文）

国会の権威を傷け、社会不安を激成した悪政の責任を負うて、国会は即時解散し吉田内閣の退陣を要求する

福炭労オ三回定期大会

東京電話情報

六月二十七日 午後六時半（二十八日も含む）

一、本日石炭鉱業連盟の平川専務理事が炭労本部にきて、

※一、二、三波ストに対する責任追求は一応保留する。ストによる減産は約弐弐万屯である旨の口頭による通告があった。これに対し中斗は連盟よりその様な通告を受けるおぼへはないが、一応きき置くという態度をとった。

二、明六月二十八日国会に対し陳情デモを行い関係代議士に破防法制定反対、労働三法改悪反対の陳情を行う。

三、救済委員会を七月十日〜十三日までの四日間開催する。

四、七月五、六日開催予定のオ六回臨時大会は七月十六日より二十日までの五日間に延期する事を中央執行委員会にて決定した

延期の理由

1 賃金斗争資料の集らない事。

2 七月五日、六日は夏季手当斗争の山である

3 総評大会（七月二十三日よりの）開催日との関連

4 中央委員会は開かない。

五、夏季期末手当は、古河（一〇、〇〇〇円 その他は八、五〇〇円（既報の通り） 明鉱連も 八、五〇〇円（二十八日）回答した

これに対し中斗は六月三十日迄強力なる交渉を行い、七月二日正午までに回答を求め、回答不満なる場合は 五日以内に実力行使を決議した

（以上）

太之浦労組 教宣部

1952.6.30

ニュース

45

夏季期末手当斗争

會社早くもセンエン策に出る

三十日漸く第一回団交

六月三十日午后二時、オークラブに於て団交が開始された。組合は団交が本日に至ったことに対し不満の意を表明、会社側の求めに応じ二千円要求の基礎理論を説明したが、会社側は納得せずこじつけ理論で反論するに及んで組合側は

「要求書提出以来既に十日間を空過し本日、会社側の検討は既に終り金額の明示は可能と考えるので直ちに提示せよ」と迫る。

会社側曰く

「団交の席上にて組合側の要求につき理論的説明を求めその上にて会社は充分検討を行いたいと考えている、又それが団交の順序であろう」と主張

組合側は逆に怒りを発して反ばく

「二十四日既に団交を開始すべく要求したにも拘らず会社の都合で本日に至った。十日間の期間は充分検討の余裕があった筈で少くとも会社の考え方による具体案の提示はなされるべきであり何等提示がないとすれば組合は爾来会社の不誠意と見なし責任の追求をなさざるを得ぬ」と突放す

会社側は前言を繰返し基礎理論の質疑を行はんとするも組合側は一蹴して

「速急団交を続行せよ」と要求した

会社は来月五日を主張したが第二回団交は二日にもつことにして引揚げた

以上の如く会社は第一回の団交から既にセンエン策の方策に出ていることは明らかであり今後の組合側の出方次第では相当強硬にならざるを得ないであろうと予想される

東京電話情報

七月一日福炭労よりの電話

中央大手は精力的に団交をもっているもようであるが三十日現在、進展したものは次の通りである。

三菱、九、五〇〇円　（一、〇〇〇円税抜）

北炭、九、〇〇〇円

尚太平洋八、五〇〇円は（税抜一、〇〇〇円）雄別の八、五〇〇円も（税抜一、〇〇〇円）である

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1952.7.1

ニューズ 46

予想された対立もさけ
組織の强化、前進へ
第三回 福炭労定期大会終る

福炭労第三回定期大会は六月二十五日より四日間（会期一日延長）福岡市消防会館で開催された。労斗ストの直後という微妙な空気をはらんだ今次大会こそ、相当の波瀾と、代議員相互間の激論が展開されるものと予想され、殊にジャーナリストは、左右の対立は必然的に内部分裂をますであろうと新聞等で書き立て、大会前の空気に一層の拍車をかけていた。しかし大会は予想に反して、左右の対立も表面化すること無く、殊に労斗ストに対しては意識的にさけようとする意識が見受られ、又代議員としても執行部としてもそれを望んでいる感があった。

かくして大会は何等波瀾をよぶ事なく、二十七年度活動方針、予算を決定し、最後に新役員を選出して、四日間の大会の幕を閉じた。（活動方針、予算省略）

新役員の顔ぶれ

委員長　山本経勝（日炭高松）
事務局長　秋吉衛（三菱飯塚）
同次長　甘田正（三井三池）
調査部長　竹本実（三井田川）
生保部長　遠藤浩史（貝島大之浦）
教宣部長　和田秋人（日鉄二瀬）
厚生部長　大門等（明治平山）
法規部長　多賀谷真稔（二鉄二瀬坑）
中小対策部長　今村国平（島廻り）
同副部長　城平重嵐（日吉）
会計監査　下見弘法（三菱上山田）
同　臼井良雄（三井田川）
同　檜山一郎（大之浦炭組）
同　佐藤正雄（三井田川）

夏季期末手當斗争
地方状況

―中央炭労情報による―
六月廿六日付

常磐

※各社別交渉方式をとり、交渉団には地方本部より必ず入る。
※要求額はA、B、C、Dのランク　二十三日までに提出（六月）
※妥結の目途　七月十日　※交渉開始六月二十四日より
常磐、茨木　一八、〇〇〇円を要求二十三日、二十四日交渉開始、二十五日団体折衝、
関田川　一八、〇〇〇円要求、一次案七、〇四〇円提示、不満一蹴。

山口

※宇部興産　要求二〇、〇〇〇円　十三日要求　二十二日交渉開始　二十八日会社案提示確約
※沖宇部砿　右同　〃　〃

大之浦労組
教宣部

1952.7.1

ニュース 47

期末手当〃額提示は未だ早い〃

日和見の態度に組合猛追

団交第二回終る

期末手当、標準作業量の調整、去る十七日の労斗スト一時間の取扱につき七月二日午後二時四十分より第一クラブに於て第二回団交をもった。

冒頭会社は

「六月十四日申入れの現行標作調整については未だ検討中であり、早急に結論を出したい」

続いて十七日一時間ストの賃金取扱について会社の考え方を次の如く発表した。

1. 定額給及び請負日役については一方当りの金額より1/8を扣除する。
但し請負給者についても請負給を除く固定給部分については1/8の時間割扣除をする。

2. 請負保障給についても同じ考え方である。
請負保険給については左の通りにしたいと考える。

採炭	205円
掘進 A	137〃
B	132〃
仕繰 A	114〃
B	101〃
C	88〃
内棹	86〃
外棹 運炭 搬仲	65〃
採天	85〃

以上を限度額とする。

※ 家族給は時間割として一月の1/200を扣除する。

※ 年次有給休暇はスト日であるので会社としては認めない。

※ 鉱員代補助、救護隊員手当の如きは基準内給与であるので扣除すべきものであるが今回に限り時間割減額はしない。

※ 特別切所 スト以外の時間で完了しておれば扣除しない。

※ 増産賞与 家族給と同じく1/200を減額する。

とのべたのに対し鉱連の指示か、炭鉱独自の考え方かとはげしく追及、会社側別室協議の後、今回に限りと前提し、左の如く撤回（一部）した。

※ 家族手当・増産賞与、は扣除しない。

※ 年次有給休暇は前もって許可を得ていたものに限り認める。

之に対し組合側は撤回部分については会社の措置は認めるが、尚不満部分があり、論議ははげしく重ねられたが最後に組合はこの考え方は炭鉱独自の考へ方と認め今後はそのような考え方で組合は行動する旨を表明、不満乍ら右の如く決定した。

十七日の労斗スト。/時間の取扱決る!!

期末手当の団交に入る

組合は単刀直入、具体案の提示方をせまれば、会社は慣行的であり過去の労苦をねぎらい、会社将来の発展のため協力を願う意味で支給したい。

二十六年下期は炭界の好転で相当の利潤はあったが同業各社よりよくない。現在他人資本に頼っているので、自己資本の充実と企業の合理化をはかりたい。炭界の見通しはよくないが、専務が東京より帰山の上組合の納得のゆくように話合って支給したい。尚具体案は目下検討中で提示の段階に立至っていない。

と会社の考へ方を開陳、これに対し組合側は具体案の提示がなければ検討もされないし、今週中に提示してもらいたい。万一引延ばされるときは期限付提示方をするかも知れぬと反ばく、本日これ以上進展の見透しなく団交打切り、午後六時

1952.7.3

大之浦労組 教宣部

ニューズ 48

中央大手重要段階突入か

七月二日正午の期限付回答を要求していた中央大手ブロックは左記の如き各社回答を不満として拒否、実力行使に入る模様である。正式情報は左記提示案以外不明である。

三井	九七〇〇円	明治	九〇〇〇円
三菱	九五〇〇円	雄別	九〇〇〇円
古河	一〇〇〇〇円	住友	九五〇〇円
北炭	九〇〇〇円	太平洋	八五〇〇円

（以上七月三日正午現在）
ー福炭労情報よりー

五〇、〇〇〇円を要求

大之浦鉱組の夏季期末手当

きくところによると九鉱連（貝島、高松、麻生、嘉穂、大正の各鉱組）は期末手当要求額を五万円と決定、貝島大之浦鉱組は六月廿六日五万円の要求書を提出、労組の妥結をまつて交渉に入る模様である。

労斗ストは処分留保

鉱連より炭労に通告さる

通告

政治ストを行つた場合、組合並に争議責任者に対し、責任を追及する旨既に通告しておきましたが、第二次スト（六月七日、十七日）における貴方の態度に照らし、今回に限つて具体的措置の実施は留保することゝ致しました。今後の自重を望む次第であります。

尚而、今次ストにおける当方の蒙つた損害は生産減十二万トン以上であります。

昭和二十七年六月二十七日

石炭鉱業連盟　常務理事　早川　勝

炭労　田中　章　殿

ストの責任追及は理解に苦しむ

炭労より鉱連に回答

回答

六月二十七日付貴方より通告を受けましたが、吾々の今次ストに対する見解は再三申入致しておきました通り、貴方の見解とは全く異にしておりますので、ストに対する責任の追及を受ける理由の理解に苦しむものであります。

よつて貴方の具体的措置の実施保留の態度に対しては吾々の何等関知せざるところであります。

昭和二十七年六月二十八日

日本炭鉱労働組合　中央執行委員長　田中　章

日本石炭鉱業連盟
常務理事　早川　勝　殿

大之浦労組　教宣部

1952.7.3

ニュース 49

中央炭労臨時大会 七月十六日より五日間

（延期した理由）
七月十六日より二十日までとした理由については期末手当斗争が七月五、六日頃が最終的ヤマであると云う分析と賃斗対策のためである。

一、開催日時　七月十六日より二十日まで
一、大会々場　未定（決定次第直ちに通知する）
一、議題
○報告事項
1、労斗報告
2、中央経過報告
○議案
一、第五回定期大会に基く中央委員会附託事項
1、生産対策に関する件
2、十月以降賃金斗争の具体的事項
イ、ブロック編成方針
ロ、中斗編成方針
ハ、要求額算出基礎
ニ、賃斗対策具体化に関する件
二、規約一部改正に関する件
イ、旅費規程
ロ、給与規程
ハ、職員退職金規程
ニ、事務局規程
三、救済規程に関する件
四、中労委選出に関する件

附記
大会開催期日の決定に当り執行委員会は炭労大会開催期日と会場の問題を考慮し、更に期末手当の交渉状況及び今後の賃金斗争等より判断し、右の通り決定致しました。決議は短期間に二度大会を招集することは経費の面より考慮さるべき点もあり右の様に致しました。

中中、大手期斗状況

七月五日より無期スト（24時間反復）決行!!

7月3日 午後9時 炭労～表山 大之浦～小林 編

六月三十日期末手当斗争に関し、第五回中央ブロック共同斗争委員会を開催し、第四回共同斗争委員会以降の各社交渉状況報告並に会社の交渉態度等を検討の結果、会社の態度は山元組合員の早期解決を念願する、期待と信頼を裏切るものであり実力行使に依る解決止むなきとの結論に達し　第四回共斗会議決定方針に従い、中央ブロック戦術委員会は次の通り戦術を確立した。

（指令）

七月五日一番方以降二十四時間反復無期限ストを決行する。

但し、公休日に関係なくストに突入するものであり、スト突入日は、五、七、九、十一の順序となる。

（炭労）

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

（1952.7.4）

ニュース
福炭労
50

町村長会え抗議

反動勢力と決戦を表明

去る六月廿三日、縣町村長会議に於て行はれた「破防法の制定促進」の決議は各方面に大きな波紋を投じているが、福労斗としては此の問題を直ちにとり上げ町村長会に之が撤回方を申し入れた処、吉岡会長はこれを拒否、福労斗としては再び強硬な申入れを行い五日迄の回答を迫った。

七月二日の福労斗会議に於てはこの問題を中心に種々討議の結果次の決定を見た。

イ、福労斗、地区労斗は各町村之の決議を行う。
ロ、労協議員団は町村議会で反対決議を行う。
ハ、各労組は縣町村長会長に抗議電報を発する。
ニ、各関係議員の破防法に対する功罪表を作り選挙斗争と結びつける。

嘉穂郡町村長會、破防法制定決議を‼撤回‼

六月二十三日の県町村長会の決議に対し、各関係労組より厳重なる抗議を行ったが、これに対し、関係町村の最も多い嘉穂郡では、緊急郡町村長会議を招集、次の決定を行った。

一、県町村長会に於ける破防法制定の決議を撤回するために斗う。
二、撤回ならざる場合もこの斗いを続ける。

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1952.7.4.

ニューズ 51

九共斗、重大決定
会社側に期限付申入書を手交

七月三日の九共斗代表者会議は午後五時より飯塚明九労で開催、各組合の情勢報告後、今次期末手当斗争の促進方につき種々協議した結果、現在の会社側の不誠意極まるセンエン策に対し、断乎斗う決意を固めると共に、左記期限付申入書を五日正午九共斗傘下組合一斉に会社側に手交した。

記

一、八日の正午迄に具体案を提示せよ。
一、提示なき時又は不満な場合は以後の行動の自由を留保する。

昭和二十七年七月五日

貝島大之浦炭礦労働組合
組合長　高口　峰

申入書

期末手当に関し、既に数回交渉を継続して参りましたが、未だ具体案も提示されず、このまま推移すれば労資共不安定な状態を持越すのみでありますので当方としては急速なる解決を図るため左記の如く申入れます。

記

一、昭和廿七年七月八日正午迄に具体案の提示をなされたい。
二、具体案の提示なきとき又は提示案に不満の場合は以後の行動の自由を留保する。

中央八社（17万）遂にスト突入！

七月四日午后七時三十分会社側より団交申入れあり、中斗直ちに協議した結果、午后八時三十分より八社一斉に団交に入る。
会社側は左記第三次案を提示して来た。

三井	一〇、三〇〇円	大平洋	一〇、三〇〇円
住友	一〇、二〇〇円	北炭	一〇、二〇〇円
古河	一〇、〇〇〇円	三菱	一〇、〇〇〇円
明治	一〇、〇〇〇円	雄別	一〇、二〇〇円

以上の提示案に対し、組合不満として交渉決裂、五日午前三時二十分再度、中斗を開催……直ちに各山元に五日一番方よりの「スト突入指令」を発した。

☆大之浦労組　教宣部☆

1952.7.5

ニューズ 52

期斗 中央の動き

六月五日午後一時、福炭労に入った中央情報は次の通りである。

古河　五日会社より団交申入れ、本日午後六時より団交の予定である。

北炭　昨日午後六時よりの団交を変更し、本日六時より団交の予定。

三井、三菱、大平洋、雄別、住友は　会社より団交の申入れがあればこれに応ずる（共斗決定）

交渉進展せず!!

七日も「反ぷく」廿四時間スト

六月六日午後十一時三十分、七日午前十時　福炭労よりの電話情報によれば、五日廿四時間スト突入以後、六日午後六時、古河　北炭　に団交申入れがあったのみで（古河　一〇・三〇〇円提示　北炭物別れ　で交渉決裂）暗礁に乗り上げ、妥結の見透しはつかず　再び　七日二十四時間反ぷくスト　に　全山突入した

このストによる"減産"一日　七八・五〇〇屯

参加人員は　一六八・六〇〇名（略）である

※ 山口地方

宇部興産では、六月三十日の団交で才一次案　九・〇〇〇円を出して来たが、組合側は之を不満として拒否、　会社は他社並みには出すと言明している、と。七日午後二時より団交再会（大之浦〜）宇部　二日午前十一時直通電話情報）

※ 常盤地方

関田川（才一次案　七・〇四〇円）　七月三日　才二次案　八・五〇〇円提示するも、組合側不満として　対立

※ 九共斗

吾々の九共斗に於いては　既報の如く八日正午までの期限付要求をなしていたが、その後変化なく　唯日鉄二瀬が六月五日　団交をもったが、具体案の提示なく　対立のまゝ

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

(1952.7.7)

ニューズ

53

期斗各地方の動き

福炭労より入手したる情報（7月8日）

※中央八社

「七月七日 全社スト突入」、その後の動きとしては 七日午後一時共斗会議を開催・戦術の変更は行わずこれを確認すると共に、今後尚強力に斗うことを申合せた。

※中労協

夫々左記の如く要求したるもその後、何等進捗せず

早良	一四,〇〇〇円	（六・二四 要求書提出）
西戸崎	一八,〇〇〇円	（六・二〇 〃 ）
大辻	二〇,〇〇〇円	（六・二四 〃 ）
島廻	一五,〇〇〇円	（六・三〇 〃 ）
九株	一〇,五〇〇円	（七、二 〃 ）
大川	七,三〇〇円	（六・二二 〃 ）
小倉	一〇,〇〇〇円	（六・一九 〃 ）

※常盤地方

常盤地方は現在、地方交渉で精力的に交渉を展開しているが何等進捗しないので、中央に交渉を移す模様

※山口地方

一、宇部興産は才一次案として九,〇〇〇円提示されたが、組合側不満として交渉決裂
　その後情報なし

二、中小関係は未だ要求書も提出していない状態である。

※佐賀地方

Aブロック（岩屋、新屋敷、立川）一五,〇〇〇円要求

Bブロック（十岩 町切 長野） 要求額は決定していない。

※長崎地方

中島 北松
松島 [illegible]国
要求額は、平均月収の一、五ケ月分

〝嘉穂〟九.五〇〇円提示！

九共斗7月8日団交再開

高松 六月二十六日才一回団交、要求案の説明
二瀬 七月一日事務折衝、七月三日第一回団交要求案の説明 五日才二回団交
嘉穂 六月二十四日才一回団交 七月二日才二回団交
大正 六月二十四日才一回団交 要求案の説明
杵島 六月二十五日才一回団交

九共斗傘下の各組は右の如くであるが、先提出した 七日八日正后回答の期限付要求に対し各会社は一斉に七月八日午后一時団交再開を申入れてきた

組合側は之に応ずることとしている。〃注目せよ回答を〃

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

22.7.8 ）

ニューズ 54

〝だった〟九・三〇〇円！

「ミミチイ」会社のオ一次案

オ三回団交は午後二時十分より本社オ一クラブで開かれた。

ヘキ頭、今村重役より、組合の申入書に対する回答として、中央大手が未だ妥結していない現状にあつて、今日直ちに具体案を示す事はかえつて組合の刺激を増すのみであるので、具体案は提示したくない。もつて中央の状況を見守つて遅くても十日迄にははつきりした具体案を提示したいと回答。

組合としては期限付要求書を出している以上は、当然具体案を示すべきである。会社が組紙をもつて一つの流れに順応していると同じく、組合としても組紙がある。今になつても具体案の回答がなされないという事は、徒らな会社の「せんえん策」としか考えられず、又組合員自身としても大きな不安と、疑りを痛するであろう。

具体案は当然示すべきである。と追及すれば

会社としては組合の追及に抗しかねて、次の様なオ一次案を提示した。

一、組合員一人当　九・三〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）

二、支給条件其の他は、前期通り

尚細部の打合せについては、事務担当者によつて協議する。

7/8 オ三回団交圣過

以上の回答に対し

組合は、中央大手は既に一万円を上廻る金額を提示している段階にあつて、興銀がこんな低い額では了解し難い。

少くとも、四億二千万円というボウ大な利潤を上げている実態において、こんな「ミミチイ」金額を出されたことは、会社の良心と誠意を疑わざるを得ない。

当然、不満であると反論

尚、種々相互間に於て論戦がかわされたが結論に至らず、結局会社側の再考を求めることを前提として、オ三回団交を打切つた。

が団交は尚継続中である事を相方確認して午後四時三十分散会した。

愈々斗争も最終段階に入った待機せよ！

※九共斗（各社）の団交状況

（午后三時三十分の電話情報）

高松——午后一時より団交開催、会社側は中央大手が妥結しない状態にあつては未だ具体案を提示する段階に来ていないと云う理由でどうしても組合の要求に応じない。

組合は会社側の不誠意を追及したが結論に至らず午后三時一旦団交を打切つた。

二瀬——午后一時より団交………オ一次案として　九・五〇〇円（条件その他不明）

大正——午后一時より団交………オ一次案として　八・一〇〇円（条件その他不明）

嘉穂——午前中　事務折衝により………オ一次案として　九・五〇〇円（条件その他不明）

杵島——電話通ぜず不明

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.7.8

ニュース

55

中央の動き！

東京電話情報（午后八時受）福炭労より

三井　一〇、八〇〇円（第三次案　一〇、三〇〇円）
三菱　一〇、四〇〇円（〃　一〇、二〇〇円）

三井、三菱第四次案

三井、三菱は七月八日午后二時より団体交渉を持つたが会社は第四次案として右の金額を提示してきた。これに対し組合は午后七時三〇分より、戦術委員会を開催している。午后十時頃には組合としての結論が定される模様。尚三井、三菱以外の各組合は、団体交渉は持つていない。以上の点から九日の反復スト突入は必至であると思考せられる。

東京電話

（八日午后十一時五十分受　東京遠藤～貝島竹下）

三井（一〇、八〇〇円）（交渉中）　三菱（一〇、四〇〇円）（交渉中）　北炭（一〇、五〇〇円）（交渉中）
古河（一〇、三〇〇円）（交渉中）　雄別（一〇、二〇〇円）（待機）　太平洋（一〇、三〇〇円）（交渉中）
明治（一〇、〇〇〇円）（待機）　井華（一〇、二〇〇円）

東京電話

（九日午前一時受　東京遠藤～貝島竹下）

三井　一一、〇〇〇円（交渉中）
三菱　一〇、五〇〇円　〃
北炭　一〇、五〇〇円　〃
古河　一〇、三〇〇円　〃
雄別　一一、〇〇〇円（もつと出る模様）
太平洋　一〇、三〇〇円（交渉中）
明治　一〇、四〇〇円　〃
常盤　一〇、三〇〇円　〃
井華（社長）　交渉中

九日午前一時三十分共斗戦術委員会は別室協議にいり最后の圧力をかけるべく協議中

大之浦労組　教宣部

1952.7.9

ース

56

北炭．雄別遂に妥結！11.000

中央八社の動き

東京電話情報

※午前二時四十分（七月九日）

一時二十分の戦術委員会の結果、結論としては、具体的には各社が自主的に行うこととし、各社共これから団交に入る。

具体的とは、一一、〇〇〇円を基準とした額を共斗として認めざるを得ない。

三井（一一、〇〇〇）　三菱（一〇、五〇〇）　古河（一〇、三〇〇）
太平洋（一〇、三〇〇）　住友（一〇、二〇〇）　雄別（一〇、二〇〇）
北炭（一一、〇〇〇）

※午前四時五分（七月九日）

北炭　一一、〇〇〇円で午前三時十五分スト中止指令。
三井　三時三十分より団交に入る。
太平洋
雄別　｝目下交渉中
住友　交渉進展せず、ストを続行するであろう見通し）。
三菱　事務折衝中

※午前六時十五分（七月九日）　五時三十分福炭労電話受

三井（一一、〇〇〇）　三菱（一一、〇〇〇）　北炭（一一、〇〇〇）
古河（一一、〇〇〇）　住友（一一、〇〇〇）　雄別（一一、〇〇〇）
太平洋（一一、〇〇〇）　明治（一一、〇〇〇）

北炭は三時十五分、雄別は四時四十分　妥結。直ちにスト中止指令を発す。

古河は条件のところで、公傷一方当二十五円、私傷一方当十二円、四月以降会社に入ったもの一人一年に五〇〇円を支給、但し別枠より出す

これを不満として交渉中。

※午前八時二十分（七月九日）

古河　午前六時、一一、〇〇〇円で妥結、直ちにスト解除
条件～別途協定会社確約

☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆

1952.7.9

ニューズ

57

九共斗・十一日より無期限スト決定

七月八日午后八時より開催された九共斗代表者会議は、高松、貝島、二瀬、嘉穂、大正、杵島各組合が集合、現在の局面打開について種々検討協議した結果、会社側の非良心的な提示案に対して徹底的に斗う以外に道がないことを確認、十一日一番方より無期限ストライキに突入することを決定した。

尚各組合は九〇％以上のスト権集約を終っており、山元の態勢は万全である。

大之浦斗争委員会スト突入を確認

七月九日午前十時より開かれた労組斗争委員会は九共斗代表者会議で決定された「十一日無期限ストライキ突入」を全執行委員確認、直ちに各支部に指令第一号を発すると共に、会社に対して左記申入書を手交した。

怒り！ 遂に爆発

申入書

昭和二十七年七月五日当方よりの申入れに対し七月八日回答に接しましたが当方としては、貴方の回答の内容が経営内に於ける労働者の占める価値に就いて無理解であり誠意なきものと断ぜざるを得ません

よって、当方としては左記の通り申入れます。

尚解決の為の交渉には応ずる用意のある事を申添へます

記

一、七月八日の貴方回答は不満である。従って満足なる回答なき限り七月十一日一番方より無期限ストライキを実施する

一、ストライキ期間中の保安要員に関しては各坑技術長と当方支部長の間に於て協議されたい。

スト突入指令

昭和二十七年六月十九日第一回定期総会の決定に従い左の通り指令する

記

別段の指令なき限り七月十一日一番方より全砿一斉無期限ストライキに突入せよ

11日より無期限スト

大之浦労組 教宣部

1952.7.9

ニューズ

高松一一三〇〇円提示！

58

高松＝九日午后六時四十分より第三回団交をもつたが、その席上会社は一一三〇〇円（第一次案）を打出して来た　これに対し双方激論を交したが結局会社提案をめぐつて明日事ム折衝をもち内部操作面の話合をつけ、この結果を斗争委員会にはかり態度を決定する。

嘉穂＝九日午后七時よりオ一回団交会社はオ二次案として一〇〇〇〇円を最后案として提示、組合はこれに対しこれ以上出せないかと追及したが、会社は頑として応ぜずこれ以上絶対出せぬと言明したため十一時三十分交渉は決裂　組合は直ちに十一日よりのスト通告を手行した

杵島＝九日オ三回団交会社はへき頭オ一次案として八、五〇〇円を提示する。組合は不満を表明したため会社は再度協議に入る。組合は同時に十一日よりのスト通告を行つた。

二瀬＝九日会社側よりオ二次案として一〇、〇〇〇円を提示した。

大正＝変化なし

貝島＝変化なし

大之浦労組

教宣・部

九五 十

ニュース

59

期斗情報

福炭労 ～ 午後七時電話情報

※三井	一一・三〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）	支給條件別途協議	七月九日午後十一時半	妥結
※三菱	一一・一〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）	右同	右同	妥結
※住友	一一・三〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）	右同	七月九日午前十一時	妥結
※大平洋	一一・一〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）	右同	七月九日午前十時	妥結
※北炭	一一・一〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）	支給條件別途協議	七月九日午前三時五十分	妥結
※雄別	一一・〇〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）	右同	七月九日午前四時卅分	妥結
※明治	一一・〇〇〇円（内一・〇〇〇円税抜）	前期通り	七月九日午前十一時十分	妥結
※古河	一一・〇〇〇円（不明）	別途協議	七月九日午前六時	妥結

中央六社遂に妥結

地方ブロックの動き

七月九日午後　時福炭労情報

※常盤地方

常盤～一〇・三〇〇円　不満として十日の期限付を打出している。

※山口地方

宇部興産～九・〇〇〇円　不満として十日の期限付を要求している

※九共斗

高松～六時より団交　一一・三〇〇円提示　続行中

嘉穂～七時より団交の予定

その他動きなし

大之浦労組　教宣部

(1952.7.10)

ニュース

60

「第二次案 一〇、〇〇〇円（税込） 組合 不満として一蹴」

第四回団交は七月十日午後四時より本社第一クラブで再開した。

第四回団交経過

会社

「八日第一次案として九、三〇〇円の提示をしたが、組合の了とせざるところで吾々としても残念と思つている。

本日は前回の提案を白紙に還元したい。よつて会社は組合のスト通告等も勘案して、慎重審議した結果、左記案を提示したい。」

一、組合員一人当　一〇、〇〇〇円（税込）

二、支給日その他の条件については協議する。

組合

「中央大手八社の妥結状態から考えて一〇、〇〇〇円という金額では納得出来ない。不満である。一回くらい思い切つた金額を出したらどうか。

毎年のように「ミヽチイ」考え方に対して会社の良識をうたがう。」

会社

「当方としても、一回くらいは思い切つた金額を示したいのは山々であるが、会社経理が許さない」

組合

「この段階になつて一〇、〇〇〇円程度の金額を示すことは、余りにも吾々組合及び組合員を軽視した考え方といわざるを得ない。

これ以上の論議の余地はない。

吾々が港に平和裡に解決しようと思つても会社の態度がそのハラでない以上は妥結の道はない。

再考を求めたい。」

双方論議を斗わしたが「再考する」ことを前提として午後五時二十分一旦休会に入つた。

第三次案 一〇、三〇〇円（税込）

午後五時二十分より休会に入つていた第四回団交は、十一日午前一時十五分より再会

会社側は冒頭

「すでに双方の考え方なりについてはいゝつくされているので、何も言うことはない。長時間に亘つて種々検討した結果

一、組合員有資格者一人当り　一〇、三〇〇円（税込）

この点でどうか了解していただきたい。

吾々としても、凡ゆる面から検討し、且又他社との釣合も考えてのぎり〱の金額である。」

☆ 大之浦労組 教宣部 ☆

1952.7.11

ニューズ

60の1

組合
「再考を求めていた金額がこれ丈とは、益々もつて会社の誠意なさがうかゞわれる・スト突入の瞬間も押しせまつている今の段階でこのような少額では不満だらけである。殊に嘉穂、二瀬においては一〇,五〇〇円を提示しているではないか。会社の実態からいつて嘉穂、二瀬並みにも出せないとはもつての外だ。」

会社
「組合の様に言われても、嘉穂、二瀬と同様に取扱われることは心外であり、会社としても非常に苦しい。」

―（一瞬、険悪な空気が流れる。労使共に無言）―

組合
「結論的に不満である。会社が本当に解決したいというハラがあれば再度再考を求めたい。」

会社
「あくまで解決したい一心である。しばらくの時間をかしてもらいたい。」

組合了解……よつて午前二時二十分　会社側別室協議に入る。

遂に一〇,五〇〇円（内、一,〇〇〇円税抜）で妥結!!

十一日午前二時三十分より別室協議に入つていた会社側は午前七時に至りやつと団交再開を通知してきた。再開と同時に会社側は次の提案を打ち出してきた。

一、組合員有資格者一人当り　一〇,五〇〇円（一,〇〇〇円税抜き）

これに対し組合側は
「これ以上の額は出せないのか。吾々は少く共中央大手或は高松並みの線を獲得したいと考えている。今少しの努力を示してもらいたい。」

会社
「これが最後案であり、会社が出し得るギリギリの金額である。安全条件其の他を勘案したとき決して見劣りはしないと確信している。この点で御検討を願いたい。」

組合交渉団としては会社の最後案に対して不満だらけであるが、嘉穂妥結し、二瀬スト中止を指令している現段階において、これ以上貝島のみが孤立して斗う事が如何に不利であるか・又全貝島の固い拘束力を勘案した時、徒に時間を空費するのみであるという結論に到達し、別室協議を申入れ直ちに斗争委員会を開催し態度を決することになつた。

斗争委員会　会社提示案をかくにん

午前七時四十分より開催された斗争委員会は交渉団の止むを得ない結論を了としたが・問題は徳延備蓄による大正、杵島のスト突入についてどう処すべきかという点で種々論議が交わされ・もし大正、杵島がストに突入しているとするならば、別の考え方から、九共斗としての態度を決定し、行動すべきであるという結論を見出し、最後の団交にのぞんだ。

諒解事項をかくにん

再開と同時に組合側より不満ではあるが、この段階になつては会社の提示案を了とせざるを得ない旨を表明、直ちに支給日及び条件等について論議、別紙（ニユース61）諒解事項を確認し、こゝに期末手当斗争は遂に妥結したのである。同時に組合は、全組合員に対してスト中止の指令を発した。

―時に十一日午前九時―

☆☆☆ 大之浦労組　教宣部 ☆☆☆

1952.7.11

ニューズ

61

諒解事項

一、昭和二十七年上期手当として有資格者一人当り一〇,五〇〇円（内一,〇〇〇円税抜）を支給する。

但し、有資格者とは、昭和廿六年十月一日より昭和廿七年三月廿一日迄に稼働方数（一方でも）を有する本雇砿員をいう。

二、昭和廿六年十月一日より昭和廿七年三月廿一日迄に在籍するも、稼働方数を有しない公傷、私傷による長期欠勤者及び未復員者に対しては一人に付五〇〇円を支給する。

三、昭和廿七年四月一日より六月廿日迄の間に採用された本雇砿員に対しては一人に付三百円を支給する。

四、前各項の支給金は全て手当支給日に在籍しないものに対しては支給しない。

但し、昭和廿七年四月一日以後殉職者及び停年退職者に対しては支給する。

五、第一項の支給金の配分については、別途協議する。

六、第一項乃至第三項の支給金は、昭和廿七年八月六日迄に支給する様努力する。

☆大之浦労組 教宣部☆

1952.7.11

ニューズ 62

十日徹宵の団交で了解点に到達
今はたゞ總会の決定まつのみ

第四回団交再開は七月十日より夜を徹して行われ、会社提案は組合の了とせざるところとなり、あわや交渉決裂の寸前に逢着したの感があったが、労使双方は最后迄交渉を捨てず、その間紆余曲折を経て来たが、遂に午前七時に至り最終的段階に到着した。

午前七時三十分より開催された斗争委員会は、会社最后案（10,500円内1000円税抜き）をめぐって慎重審議を重ねた末、すでに

大手八社妥結し、高松、嘉穂、二瀬了解した現段階において、これ以上の流血は不利であるという観点から、これを了とし、

直ちに本案を総会に附議、代議員諸氏の批判と併せ決定をまつこととなった。

九共斗、全て妥結す

去る六月二十日要求額各々二〇、〇〇〇円をかゝげて斗いに入った九共斗ブロックの期末手当斗争は十一日高松、嘉穂、二瀬、杵島、貝島の五社が妥結し、十二日午前二時四十分大正をしんがりに全て妥結、この斗争の終止符を打った。

妥結点

会社名	要求額	妥結点	備考
高松	20.000	円 11.300	
二瀬	〃	10.500	
貝島	〃	10.500	(内1,000円税抜)
嘉穂	〃	10.500	
大正	〃	10.121	(内1,000円税抜)
杵島	〃	9.820 9.550	杵島(内1,000円税抜) 北方、大鶴

☆☆☆ 大之浦労組 教宣部 ☆☆☆

1952.7.12

ニューズ

63

一〇・五〇〇円（了解事項）確認！

（内　一〇〇〇円税抜き）

―〝夏季期末手当斗争〟終幕―

緊急臨時総会

夏季期末手当の要求（二〇・〇〇〇円　六月二十日提出）を掲げて、斗いの駒を進めて来たが去る七月十一日早暁（八時）難航を極めた交渉も漸く了解点（一〇・五〇〇円）に達したので、直ちに十三日午後二時より五坑会館に於いて了解事項を諮ることとなり臨時総会が招集されたのである。

当日は集合状態がよく、二時四十分には既に定員に達し、高口組合長の招集挨拶により総会は開催された。

先づ、総会役員の選出・任命が行われ左記の人々が選ばれた。

議長団　本田（西五坑）　武田（三坑）　藤田（六坑）　運営並資格審査委員　中村（気）

石松（本社）上田（二坑）桐谷（三坑）津田（五坑）前野（西五坑）山本（六坑）

議事録署名委員　森岡（二坑）　古賀（五坑）　書記　高木　桂部員

資格審査委員は代議員総数四六五名　出席数二四一名で過半数をオーバーし成立が宣言され運営方針の発表があつた。

福炭労大会報告　報告（十五分）　質疑（十五名）

期末手当の件　説明（二十分）　質疑採決（四十分）

＞一時間三十分

※　福炭労大会報告（竹下教宣部長）

既に代議員会に於いて報告され、おおのうら新聞にも掲載して居りますので簡単に報告しますと前置して、

組織政策、選挙対策、活動方針、教宣活動、法規対策、生産対策、役員選出の件等の要点が説明された。

質疑では特に

○斗争第三波の中央戦術転換の批判がなされなかった理由は、

○斗争第三波第二次十七日のスト統制違反はどうなつたか。

この質問に対し

・中央の戦術転換の批判については第六回中央臨時大会でなされる筈である。

・統制違反の点はその事実が不明確であり明確な答弁はなかった。

報告は承認された。

※　夏季期末手当の件（高口組合長）

経過の報告、特に最終段階に到り、会社の態度は致命的で一〇・五〇〇円は動かぬ線となり、孤立して斗うことの不利を考え併せ、不満ではあるが斗争委員会としてはニュース六一の「了解事項」を承認せざるを得なかった……と了解事項の説明があり提案がなされた。

右の提案に対しする代議員の質問、意見、要望の要点は

○中央の戦術（反復スト）は弱い、賃金の前哨戦でありより強力に斗うべきだった

○九共斗の内部体制が平衡に整はず、最終線に於いて崩れたことは遺憾だ、今後の斗争のため早急に体勢の強化確立を計れ

○配分は下部の声をきき、慎重を期して欲しい

○四日以降採用の者三〇〇円（三項）及支給日在籍しない者は支給しない（四項）は再考慮してもらいたいとの

種々不満の声も出ていたが結局無記名投票の結果

賛成　一七一　反対　五二　無効　四

の絶対多数で了解事項は確認され、夏季斗争の終止符を打った。

終了午後四時二十分

☆☆大之浦労組　教宣部☆

1952.7.13